

平成28年度

事業概要



平成28年7月

福井県福井健康福祉センター

Fukui Health and Welfare Center



1 福井健康福祉センターの概要	1
1 管内の状況	1
2 沿革	4
3 組織	5
4 課・室別職種別職員配置表	6
5 福井健康福祉センター運営協議会	7
6 主な定期業務	8
2 医務	9
1 医療施設の状況	9
2 医療従事者数	9
3 病院・診療所の立入検査	10
4 薬務	11
1 薬事関係施設の状況	11
2 毒物劇物関係施設の状況	12
3 薬物乱用防止対策	12
4 血液事業	13
5 生活保護	14
1 生活保護制度の概要	14
2 実施状況	15
6 児童福祉	16
1 家庭相談員による相談支援	16
2 子育てマイスター研修の開催	16
3 児童虐待防止専門研修会の開催	16
7 障害者(児)福祉	17
1 身体障害者手帳の交付	17
2 特別障害者手当等の交付	17
3 福祉のまちづくり	18
8 女性福祉	19
9 母子・父子・寡婦福祉	20

10 感染症対策	21
1 感染症対策	21
2 結核対策	24
3 エイズ予防対策	28
4 肝炎対策	29
11 健康危機管理体制の整備	30
12 在宅医療	31
1 福井地域医療連携体制協議会の開催	31
2 在宅医療・介護連携推進事業の実施	31
13 健康づくりの推進	32
1 がん予防推進	32
2 禁煙推進	33
3 運動推進	33
4 働き盛り世代へのアプローチ	34
14 栄養改善指導	35
1 食生活・栄養管理支援事業	35
2 食品の栄養成分表示等の推進	35
3 「ふくい健幸美食」による食環境の整備	36
4 地域の健康づくりリーダー支援	36
5 管理栄養士・栄養士申請	36
15 精神保健福祉	37
1 精神保健福祉法に基づく診察・保護申請	37
2 心の健康に関する相談	37
3 普及啓発活動	38
4 関係機関との連携	39
5 自主グループへの支援	40
16 母子保健	41
1 小児慢性特定疾病医療費支給認定	41
2 特定不妊治療費助成事業	41
3 育児不安解消サポート事業「こあら広場」	42
4 フッ化物洗口事業	42
5 人工妊娠中絶状況	42

6	先天性代謝異常等検査事業	43
7	管内母子関係機関との連絡会	43
17	難病対策	44
1	特定医療費支給認定	44
2	医療相談事業	44
3	在宅難病患者訪問指導(診療)事業	44
4	難病対策地域協議会	45
5	難病患者災害時個別対応マニュアルの作成支援	45
6	患者会への支援	45
18	食品衛生	46
1	食の安全・安心確保対策事業	46
2	食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発	48
3	食品による健康被害等に関する対応	49
4	調理師・製菓衛生師免許に関する業務	49
19	動物愛護および狂犬病予防	50
1	動物愛護推進計画に基づく業務の推進	50
2	動物取扱業への監視指導	50
20	環境衛生	52
1	生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策	52
2	浄化槽の法定検査受検率向上対策	52
3	水道施設の適正維持管理の推進	53
4	特定建築物に対する監視活動	53
5	温泉	54
6	遊泳用プールの衛生管理の徹底	54
21	廃棄物	55
1	廃棄物関係の許可・処理施設	55
2	廃棄物処理の許可に関する手続	56
3	廃棄物に関する監視指導	56
4	廃棄物の適正処理に関する取り組み	57
22	公害	59
1	公害関係法令	59
2	水・大気環境の保全	60
3	地下水汚染の防止	60

4	地盤沈下の防止	60
5	フロンの回収・破壊の推進	60
23	地域保健・福祉・環境関係職員研修	61
24	研修生・実習生の受入れ	62
1	臨床研修医師の受入れ	62
2	実習生の受入れ	62
25	学校保健と地域保健の連携	63

※ 出典記載のないものは、福井健康福祉センター調べ

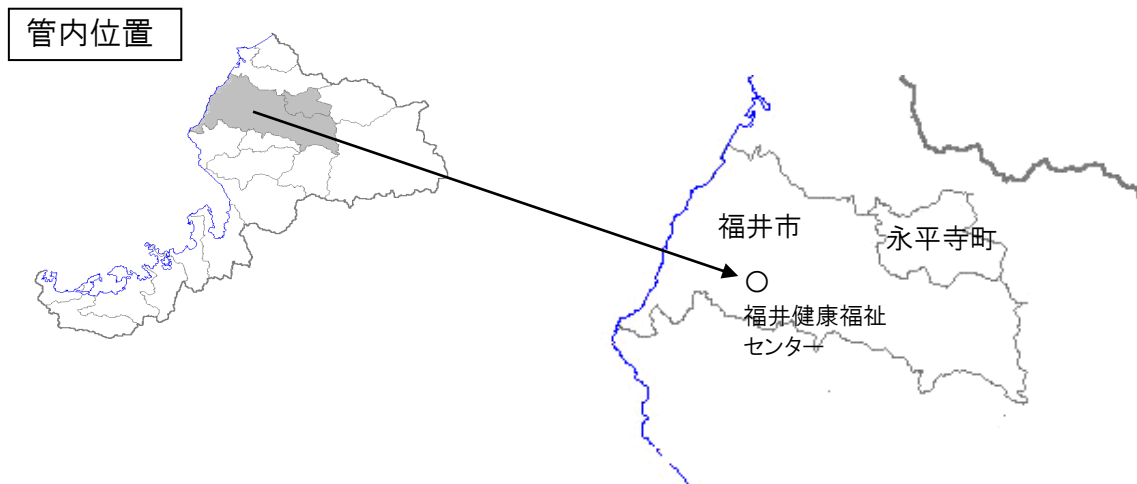
1 福井健康福祉センターの概要

1 管内の状況

福井健康福祉センター(以下「当センター」という。)の所管区域は、県都である福井市と吉田郡永平寺町の1市1町です。(※注)

管内は嶺北地方の中央部に位置し、人口は県内で最も多くなっています。また、公的医療機関をはじめとする医療施設に恵まれた環境にあります。特に、福井市には業務管理機能が集積しており、技術・研究機能や文化・教育機能が集まり、本県の都市機能の中核を担っています。

管内の産業は、都市部で商工業やサービス業を中心とする第三次産業が盛んですが、郊外部では農林業も盛んです。また、日本海に面する沿岸部は越前加賀海岸国定公園に指定された風光明媚な地域であり、内陸部は大本山永平寺や一乗谷朝倉氏遺跡等名所旧跡に恵まれた土地柄です。



※注 平成18年2月1日に福井市・足羽郡美山町・丹生郡越廼村・丹生郡清水町が合併して「福井市」に、2月13日に吉田郡松岡町・永平寺町・上志比村が合併し「吉田郡永平寺町」となりました。

表1 管内の市町別面積・人口

(平成28年4月1日現在)

区分 市町別	面積 (km ²) a	世帯数 b	人口 (人)			人口密度 (人/km ²) c/a	世帯当 り人口 c/b
			総数 c	男	女		
福井市	536.41	99,530	267,355	129,130	138,225	498.4	2.7
永平寺町	94.43	6,203	19,362	9,373	9,989	205.0	3.1
管内	630.84	105,733	286,717	138,503	148,214	454.5	2.7
福井県	4190.49	286,201	803,505	389,160	414,345	191.7	2.8
全国	377,970.75	56,412,140	12,822万人	6,253万人	6,569万人	339.2	2.3

※面積:「全国都道府県市区町村別面積調」(平成27年10月1日現在、国土地理院)

県内人口・世帯数:「県の人口と世帯(推計)」(福井県総合政策部政策統計・情報課)

全国世帯数:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(総務省自治行政局、平成27年1月1日現在)

全国人口:「人口推計」(総務省統計局)

表2 管内市町別人口動態実数および率

(平成26年12月31日)

種別 市町	人口 (10月1日現在)	出生数 (人口千対率)	死亡数 (人口千対率)	乳児 死亡数 (出生千対率)	新生児 死亡数 (出生千対率)	死産数			周産期 死亡数 (出産※2千対率)	婚姻数 (人口千対率)	離婚数 (人口千対率)
						総数 (出産※1千対率)	自然 (出産※1千対率)	人工 (出産※1千対率)			
福井県	780,166	6,166	8,817	12	5	161	75	86	28	3,706	1,135
		7.9	11.3	1.9	0.8	25.4	11.9	13.6	4.5	4.8	1.5
管内	281,687	2,373	2,942	2	2	71	32	39	7	1,418	445
		8.4	10.4	0.8	0.8	29.1	13.1	16.0	2.9	5.0	1.6
福井市	261,812	2,252	2,717	2	2	68	31	37	7	1,359	432
		8.6	10.4	0.9	0.9	29.3	13.4	15.9	3.1	5.2	1.7
永平寺町	19,875	121	225	0	0	3	1	2	0	59	13
		6.1	11.3	0.0	0.0	24.2	8.1	16.1	0.0	3.0	0.7

注 1)人口は平成26年10月1日現在の日本人口 2)乳児:生後1年未満 3)新生児:生後4週(28日)未満

4)出産※1:出生+死産 5)出産※2:出生+妊娠22週以後の死産

※国、福井県の諸率および人口は、厚生労働省「平成26年人口動態統計(確定数)の概況」から

※市町および管内の人口は、福井県政策情報統計課「福井県の推計人口」から

※市町および管内の諸率は、福井県地域福祉課「平成26年福井県人口動態統計」から

表3 管内死因別死亡数および率(人口10万対)

(平成26年12月31日)

市町別		全国 (H26)	福井県 (H26)	管内	福井市	永平寺町
人口	数	125,431,000	780,000	282,000	262,000	20,000
総死亡	数	1,273,004	8,817	2,942	2,717	225
	率	1014.9	1130.4	1043.3	1037.0	1125.0
悪性新生物	数	368,103	2,407	831	779	52
	率	293.5	308.6	294.7	297.3	260.0
心疾患	数	196,925	1,454	489	436	53
	率	157.0	186.4	173.4	166.4	265.0
肺炎	数	119,650	864	277	254	23
	率	95.4	108.5	98.2	96.9	115.0
脳血管疾患	数	114,207	799	263	238	25
	率	91.1	102.4	93.3	90.8	125.0
老衰	数	75,389	530	146	132	14
	率	60.1	67.9	51.8	50.4	70.0
不慮の事故	数	39,029	368	116	108	8
	率	31.1	47.2	41.1	41.2	40.0
腎不全	数	24,776	204	69	65	4
	率	19.8	26.2	24.5	24.8	20.0
自殺	数	24,417	133	42	39	3
	率	19.5	17.1	14.9	14.9	15.0
大動脈瘤 及び解離	数	16,423	83	30	30	0
	率	13.1	10.6	10.6	11.5	0.0
慢性閉塞性 肺疾患	数	16,184	96	27	25	2
	率	12.9	12.3	9.6	9.5	10.0
肝疾患	数	15,692	81	28	27	1
	率	12.5	10.4	9.9	10.3	5.0
糖尿病	数	13,669	125	38	33	5
	率	10.9	16.0	13.5	12.6	25.0
その他	数	248,540	1,691	586	551	35
	率	198.1	216.8	207.8	210.3	175.0

※市内および管内人口は「福井県の推計人口」から(いずれも平成26年10月1日現在の日本人口)

※市町および管内の諸率はセンターにて算出した((死亡数/人口)*100,000)

表4 医療・薬事・保健・福祉施設総括表(全県)

(平成28年4月1日現在)

施設種別	経営主体区分		公共団体		社会福祉法人		その他の法人		その他		計		所管課
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
生活保護	救護施設				1	140					1	140	地域福祉課
	医療保護施設										1	-	
地域福祉	地域福祉センター				3						3	-	老人福祉
	養護老人ホーム	1	100	8	440						9	540	
	軽費老人ホーム(A型)			2	100						2	100	
	軽費老人ホーム(ケアハウス)			16	809	2	50				18	859	
	有料老人ホーム			2	77	19	727				21	804	
	サービス付き高齢者向け住宅	1	12	17	701	26	598	1	26		45	1,337	
	老人福祉センター	4	475	8	1,160						12	1,635	
	介護実習・普及センター			2							2	-	
	地域包括支援センター	15		5		8					28	-	
	生活支援ハウス	1	10	6	67						7	77	
	老人憩いの家	2				2					4	-	
介護保険	指定介護老人福祉施設			69	4,371						69	4,371	長寿福祉課
	介護老人保健施設	3	180	7	687	25	2,167				35	3,034	
	指定介護療養型医療施設					18	506	1	38		19	544	
	指定訪問介護事業所			41		138					179	-	
	指定訪問看護ステーション	2		11		65					78	-	
	指定通所介護事業所			87	2,903	93	3,147				180	6,050	
	地域密着型通所介護			21	288	66	750				87	1,038	
	指定通所リハビリテーション事業所	5		6		51		5			67	-	
	指定短期入所生活介護事業所			95	1,043	10	229				105	1,272	
	指定認知症対応型通所介護事業所			24	296	36	382				60	678	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所			31	687	48	1,235				79	1,922	
	指定夜間対応型訪問介護事業所					1					1	-	
	指定期巡回随時対応訪問介護看護事業所			4		5					9	-	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			3	83	4	95				7	178	
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所			32	441	50	677				82	1,118		
指定地域密着型介護老人福祉施設			30	768						30	768		
指定特定施設入居者生活介護事業所、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所			23	661	9	213				32	874		
身体障害者福祉	視覚障害者情報提供施設			1							1	-	障害福祉課
	身体障害者福祉センター			1							1	-	
障害福祉サービス	指定居宅介護事業所			26		80					106	-	障害福祉課
	指定短期入所事業所	3	空床・4	42	空床・106	7	14				52	空床・124	
	指定療養介護事業所					2	210				2	210	
	指定生活介護事業所	1	(15)	26	(513)	12	(116)				39	(644)	
	指定自立訓練事業所			9	50	3					12	50	
					(82)		(46)					(128)	
	指定就労移行支援事業所			34	(313)	4	(28)				38	(341)	
	指定就労継続支援A型事業所			16	(370)	48	(951)				64	(1,321)	
	指定就労継続支援B型事業所			46	(1,147)	20	(347)				66	(1,494)	
指定共同生活援助事業所			104	786	13	93				117	879		
	指定障害者支援施設			27	1,733					27	1,733	(90)	
	指定一般相談支援事業所			22		3				25	-		
児童福祉	児童一時保護所	2	31							2	31	子ども家庭課	
	助産施設	2	9	1	1	2	21			5	31		
	乳児院			2	32					2	32		
	児童自立支援施設	1	45							1	45		
	児童養護施設	1	40	4	171					5	211	障害福祉課	
	児童家庭支援センター			4						4	-		
	児童発達支援センター	3	(65)	2	(30)	1	(10)			6	(105)		
	指定児童発達支援事業所	1	(15)	2	(20)	12	(110)			15	(145)		
	指定放課後等デイサービス事業所	2	(20)	9	(108)	34	(374)			45	(502)		
	指定保育所等訪問支援事業所	2		2		8				12	-		
福祉型障害児入所施設			2	35					2	35	子ども家庭課		
医療型障害児入所施設	1	50			2	210			3	260			
母子生活支援施設			1	20世帯					1	20世帯			
児童厚生施設	61		50						111	-			
保育所	112	9,780	93	9,650	1	100			206	19,530	子ども家庭課		
認定こども園	14	1,868	52	6,459	6	1,225			72	9,552			
	母子福祉施設					1				1	-		
婦人福祉	一時保護所(女性)	1	10							1	10	地域福祉課	
	婦人保護施設	1	15							1	15		
その他	低額診療施設			1	460	7	317			8	777		
	隣保館	5								5	-		
	ふくい健康の森					4				4	-		
	計	247	12,625	1,134	35,099	946	12,966	7	64	2,334	60,754	(4,770)	20世帯
			(115)		(2,673)		(1,982)						

(注) ・上表の経営主体区分中「公共団体」は国・県・市町村直営、「社会福祉法人」は社会福祉法人設置経営のほか公立民営を含み、「その他の法人」は社団法人・財団法人・宗教法人・医療法人・株式会社・有限会社等、「その他」は私人である。

・()は通所

・介護老人保健施設の定員数には、短期入所療養介護(ショートステイ)を含む。

2 沿 革

高志福祉事務所

- 昭和 26 年 10 月 高志地方事務所が発足(厚生係)
- 昭和 31 年 2 月 高志事務所・福祉課と改称
- 昭和 37 年 4 月 高志福祉事務所独立。民生課、保護課の 2 課制となる。
- 昭和 52 年 4 月 家庭児童相談室の新設
- 平成 9 年 4 月 松本合同庁舎から福井保健所庁舎内に事務所移転。
民生課を地域福祉課に改称

福井保健所

- 大正 12 年 2 月 福井市毛矢町に木田簡易健康保健相談所を開設
- 昭和 19 年 10 月 旧保健所法(昭和 12 年法律第 42 号)に基づき、福井市毛矢町に福井保健所として発足
- 昭和 20 年 7 月 戦災により焼失、福井市内の仮庁舎(福井市役所・済生会病院など)で執務
- 昭和 22 年 9 月 保健所法の制定(昭和 22 年 9 月 5 日法律第 101 号)
- 昭和 24 年 3 月 福井市松陰町に木造庁舎を建設。A 級保健所に昇格し、4 課制(総務課・衛生課・保健予防課・普及課)となる。
- 昭和 25 年 森田保健所を統合
- 昭和 38 年 3 月 丹生郡殿下村が福井市編入により福井保健所の所管となる。
- 昭和 38 年 9 月 福井市西木田 1 丁目に新築移転
- 昭和 42 年 5 月 坂井郡川西町の福井市編入により、金津保健所川西支所を統合
- 昭和 43 年 11 月 川西支所を廃止
- 昭和 46 年 6 月 検査課を新設
- 昭和 53 年 4 月 と畜検査事務を食肉衛生検査所(新設)へ移管
- 昭和 55 年 4 月 衛生課を廃止し、食品衛生課・環境衛生課を新設、6 課制(総務課・食品衛生課・環境衛生課・検査課・保健予防課・普及課)となる。
- 平成 5 年 10 月 福井市西木田 2 丁目に新築移転
- 平成 6 年 7 月 保健所法から地域保健法に改正
- 平成 9 年 4 月 地域保健法の全面(完全)施行。課の名称変更(総務課・食品衛生課・環境衛生課・衛生検査課・健康増進課・保健指導課)
- 平成 10 年 4 月 福祉保健推進室を新設

福井健康福祉センターとして統合

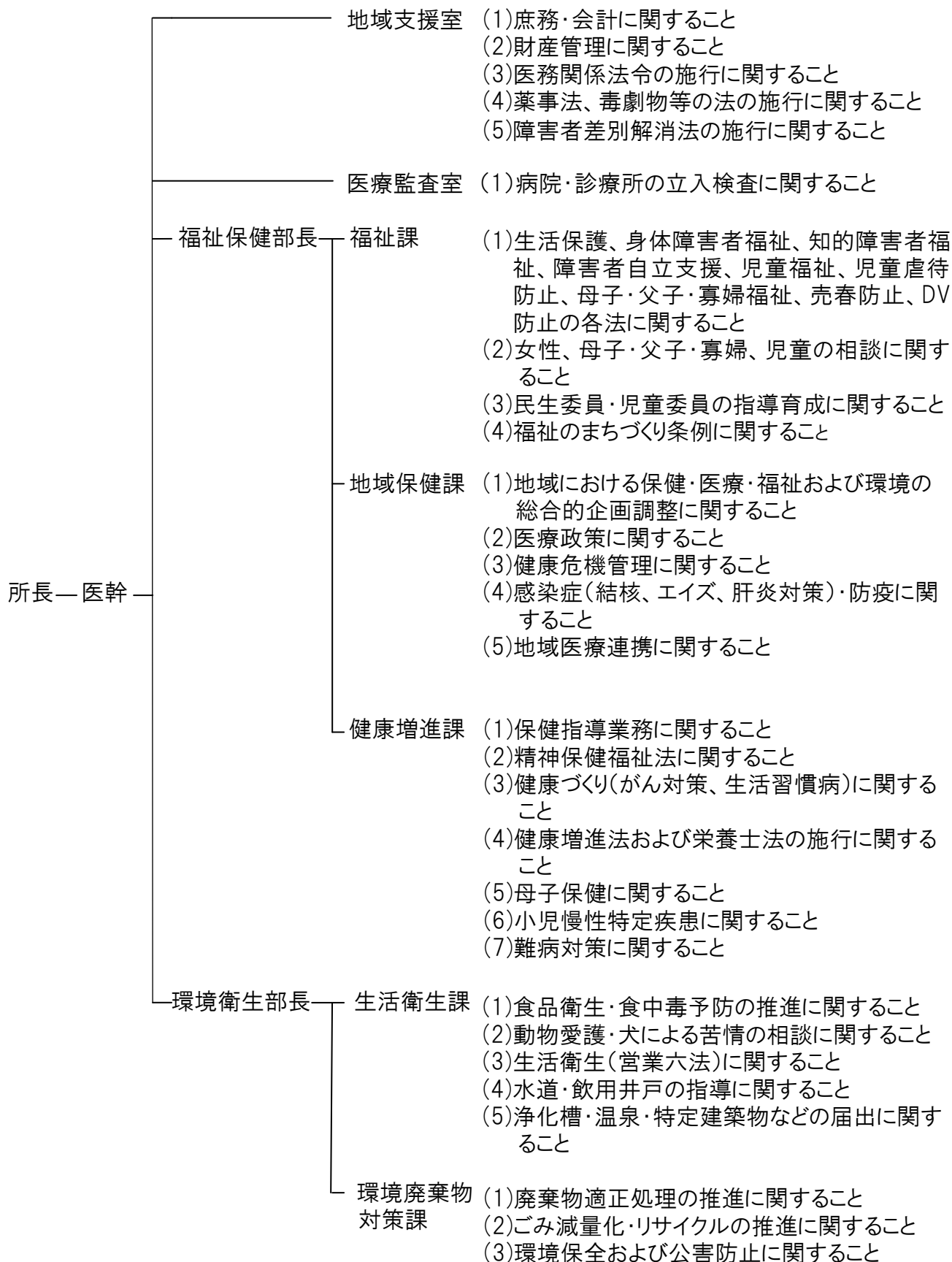
- 平成 12 年 4 月 高志福祉事務所と福井保健所が統合し、福井健康福祉センターとなる。

〔 <6課1室> 地域支援室
福祉保健部・・・福祉課・健康増進課・保健指導課
環境衛生部・・・生活衛生課・環境廃棄物対策課・衛生検査課 〕

- 平成 18 年 4 月 丹生郡旧越廼村、旧清水町が福井健康福祉センターの所管となる(同年 2 月足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町が福井市に編入合併。同月吉田郡松岡町、永平寺町、上志比村が合併し「永平寺町」となる)。
- 平成 22 年 4 月 保健指導課を廃止し、地域保健課を新設
- 平成 24 年 4 月 医療監視室を新設、検査事務を衛生環境研究センターへ移管し、衛生検査課を廃止。5課2室(地域支援室・医療監査室・福祉課・地域保健課・健康増進課・生活衛生課・環境廃棄物対策課)となる。

3 組 織

(平成 28 年 4 月 1 日現在)



4 課・室別職種別職員配置表

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

課 室 種 別	地 域 支 援 室	医 療 監 査 室	福 祉 保 健 部			環 境 衛 生 部		合 計
			福 祉 課	地 域 保 健 課	健 康 増 進 課	生 活 衛 生 課	環 境 對 策 廢 棄 物 課	
事 務 吏 員	7 (所長含む)	1	2		1	2	1	14
医 師	1 (医幹)							1
獸 医 師						3 (部長含む)		3
薬 剤 師	1	1		1		7	4	14
保 健 師				6 (部長含む)	7			13
診療放射線技師		1		1				2
歯 科 衛 生 士					1			1
化 学							1	1
栄 養 士					1			1
社会福祉士			1					1
非常勤医師			(兼1)	2	1			3
相 談 員			3					3
団 体 職 員						2		2
合 計	9	3	6	10	11	14	6	59

5 福井健康福祉センター運営協議会

地域住民の意向に沿った保健、医療、福祉、環境に係る施策を推進するために、当センターの運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

表1 平成27年度 開催状況

開催日	平成28年3月7日(月)
場所	当センター 3階 大会議室
議題	①前回いただいた御意見に対する対応状況について ②健康福祉センター主要事業等について

表2 福井健康福祉センター運営協議会委員名簿

(平成28年4月1日現在)

区分	氏名	役職名
医療関係団体	安川 繁博	福井市医師会会長
〃	岡田 正二郎	福井市歯科医師会会長
社会福祉関係団体	吉田 敏貢	福井市社会福祉協議会会長
〃	田中 眞佐子	永平寺町民生委員児童委員協議会 会長
学校関係	増田 裕美	福井市養護教諭部長
事業場	北野 憲太郎	福井食品衛生協会会長
一般住民	宇随 里美	福井県食生活改善推進員連絡協議会 福井支部支部長
〃	堀江 俊子	永平寺町女性連絡協議会代表
市 町	港道 則男	福井市福祉保健部長
〃	河合 永充	永平寺町長

(任期:平成28年4月1日~平成29年3月31日)

6 主な定期業務

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

項 目		日 程	受付時間	備 考
身体・知的障害者(児)相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	福井市の方は、「福井市福祉事務所」にご相談ください
母子(父子)家庭・寡婦相談				
女 性 相 談				
家 庭 児 童 相 談				
栄養成分表示相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	予 約 制
エイズ・肝炎相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	
エイズ検査	即日検査	毎月第 2 月曜日	9:00～10:30	予 約 制
	通常検査	毎月第 1・3・4・5 月曜日	14:00～16:00	
	夜間・通常検査	毎月第 4 火曜日	17:00～19:00	予 約 制
肝炎検査	通常検査	毎月第 1・3・4・5 月曜日	14:00～16:00	
		毎月第 2 月曜日	9:00～10:30	
	夜間検査	毎月第 4 火曜日	17:00～19:00	予 約 制
精神保健 相談	精神科医師による	毎月第 1・3 木曜日	14:00～16:00	予 約 制
	保健師による	月曜日～金曜日	8:30～17:15	できれば 事前に連絡

2 医務

1 医療施設の状況

医療機関を開設する場合や構造設備等の変更がある場合には許可申請が、廃止する場合や診療日時、科目等に変更があった場合には届出が必要となっています。当センターではそれらの申請・届出を受理し、審査・集計を行っています。

県では、「医療情報ネットふくい」(※)としてホームページを開設し、診療科目や医師・看護師等医療従事者の配置状況などを広く県民にお知らせしています。

(※福井県ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/> から入る場合は、

「救急医療情報」→「医療情報ネットふくい」 <http://www.qq.pref.fukui.jp/ggport/kenmintop/>)

表 1 医療施設数および病床数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

項目 市町別	医療施設数			病床数							
	病院	一般診療所		歯科診療所	一般	療養	結核	精神	感染症	計	
平成 26 年度	28	272		145	4,127	1,063	24	1,284	8	6,506	
平成 27 年度	28	有床	無床	計	141	4,127	1,063	24	1,284	8	6,506
		40	233	273							
福井市	27	40	221	261	134	3,568	1,063	24	1,243	8	5,906
永平寺町	1	0	12	12	7	559	0	0	41	0	600
福井県	69	601		290	7,460	2,477	49	2,298	16	12,300	
全 国	8,453	101,162		68,803	982,542	338,959	6,177	337,818	1,781	1,667,277	

2 医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。当センターではそれらの届出を受理し、審査・集計を行っています。

表2 管内従事医師、歯科医師および薬剤師数 (平成26年12月31日現在)

	医師				歯科医師	薬剤師
	総数	医療施設従事者	左以外従事者	その他 (無職・不詳含む)		
福井市	919	889	24	6	191	684
永平寺町	395	372	22	1	17	85
福井管内	1,314	1,261	46	7	208	769
福井県	1,982	1,896	73	13	421	1,453
全国	311,205	296,845	11,806	2,554	103,972	288,151

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

表3 管内看護職、歯科衛生、歯科技工士就業数 (平成26年12月31日現在)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	227	119	3,949	1,140	288	120
永平寺町	16	15	731	35	10	5
福井管内	243	134	4,680	1,175	298	125
福井県	503	218	7,958	3,096	638	275
全国	48,452	33,956	1,086,779	340,153	116,299	34,495

(厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」)

3 病院・診療所の立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として立入検査を実施しています。

平成24年度から当センターに医療監査室を設置し、それまで嶺北4健康福祉センターで行っていた立入検査業務を集約して、嶺北全域の立入検査を実施しています。

<実施頻度>

病院：1回／年 有床診療所：1回／3年 無床診療所・歯科診療所：1回／5年

平成27年度 立入施設数

	福井	坂井	奥越	丹南	嶺北計	福井県
病院	28	7	6	18	59	70
有床診療所	13	0	2	4	19	22
無床診療所	43	9	0	0	52	66
歯科診療所	44	6	11	0	61	69
合計	128	22	19	22	191	227

4 薬務

1 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の製造販売をする場合には、薬事法(※)に基づき、許可・届出が必要となります。(※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

管内の薬事関係施設数は県内全施設数の半数を占め、特に医療機器販売・貸与・修理業が多く、また大手薬品会社の営業所となる卸売販売業が管内に集中しています。

当センターでは、開設時などの通常監視指導のほか、「医薬品等一斉監視指導」、「医療機器等一斉監視指導」の各強化期間に監視指導を実施し、医薬品販売業者に対しては、医薬品等の品質管理や購入者に対する適切な情報提供や薬剤師および登録販売者等の配置などについて、医療機器販売業者等に対しては、販売管理体制などについて指導しています。

表1 薬事関係施設数および監視数

(平成28年3月31日現在)

区分		施設数				監視数	
		福井県	福井市	永平寺町	管内		
医薬品	薬局	289	109	7	116	83	
	製造業	14	2	-	2	0	
	薬局製造業	35	16	-	16	16	
	製造販売業	第1種	1	-	-	0	-
		第2種	5	-	-	0	-
		薬局	35	16	-	16	16
	店舗販売業	207	70	8	78	61	
	卸売販売業	82	60	-	60	42	
	薬種商販売業	6	2	-	2	0	
	特例販売業	3	-	-	0	-	
配置販売業	116	7	-	7	0		
医薬部外品	製造業	6	3	-	3	4	
	製造販売業	7	4	-	4	2	
化粧品	製造業	10	5	-	5	6	
	製造販売業	11	7	-	7	2	
再生医療等製品	販売業	5	4	-	4	3	
医療機器	製造業	100	22	-	22	5	
	修理業	45	41	-	41	24	
	製造販売業	第1種	6	4	-	4	1
		第2種	4	-	-	0	-
		第3種	58	13	-	13	3
	販売業	高度管理医療機器等	367	215	8	223	62
		管理医療機器	1,517	762	36	798	63
	貸与業	高度管理医療機器等	128	93	3	96	39
管理医療機器		46	23	-	23	0	
計		3,101	1,478	62	1,540	432	

2 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合や販売または授与の目的で製造等を行う場合、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。

管内の施設数は次表のとおりで、これらの施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な取締りを行っています。

表2 毒物劇物関係施設数および監視数 (平成28年3月31日現在)

区分		施設数				監視数
		福井県	管内			
			福井市	永平寺町		
毒 販 劇 売 物 業	一 般	349	159	5	164	73
	農 業 用 品 目	136	22	5	27	4
	特 定 品 目	24	13	-	13	0
業 取 務 扱 上 者	電 気 メ ッ キ 業	13	3	-	3	1
	金 属 熱 処 理 業	-	-	-	0	0
	運 送 業	8	3	1	4	0
毒 劇 物 製 造 業 者		40	12	-	12	6
毒 劇 物 輸 入 販 売 業 者		4	3	-	3	0
特 定 毒 物 研 究 者		9	6	1	7	1
計		583	221	12	233	85

3 薬物乱用防止対策

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員の協力を得て、街頭キャンペーンや大学、高等学校および中学校等での薬物乱用防止教室を実施し、麻薬、覚せい剤、大麻等の薬物に対する正しい知識と薬物乱用による悪影響について広報啓発活動を行っています。

また、麻薬や向精神薬の適正使用や紛失・盗難防止の徹底を図るため、これらの薬物を治療目的で取り扱っている医療機関や薬局等の施設に対し立入検査を実施し、適切な保管管理等について指導しています。

表3 麻薬・向精神薬等取扱施設数および監視数（平成28年3月31日現在）

区分	管内取扱施設数	監視数
薬局	116	83
病院等	468	180
その他	22	26

表4 平成27年度薬物乱用防止対策啓発状況

啓発活動	実施期間	内容
不正大麻・けし撲滅運動	5月1日～6月30日	植えてはいけないけし等パトロールを実施
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	6月20日～7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンの実施および国連支援募金活動
麻薬・覚せい剤乱用防止運動	10月1日～11月30日	大学祭等でキャンペーンを実施
薬物乱用防止教室の開催	随時	中学校27校、高等学校13校、大学3校で薬物乱用防止教室を開催

4 血液事業

献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給の推進と、広く各県民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、「愛の血液助け合い運動」(7月)や「はたちの献血キャンペーン」(1月～2月)として、街頭キャンペーン等の普及啓発活動に協力しています。

表5 移動採血車による献血状況

単位：人

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
福井県	23,450	23,940	23,930	22,872	21,950	20,483
福井市	8,502	9,581	10,068	9,160	8,840	7,794
永平寺町	519	430	406	408	456	397

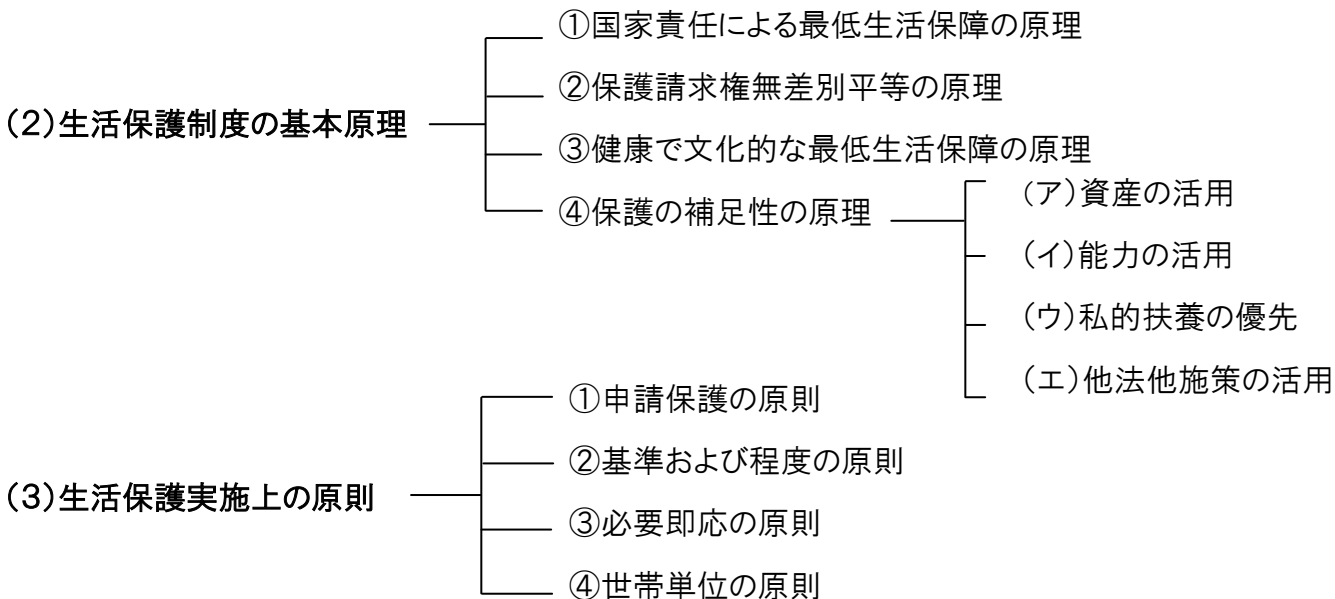
(福井県赤十字血液センター調べ)

5 生活保護

1 生活保護制度の概要

(1)生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、昭和25年に制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



(4)保護の要否

保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

保護が受けられない場合

最低生活費
収入

(5)生活保護の種類と方法

- ①生活扶助 …衣食その他日常生活費等
- ②教育扶助 …義務教育にかかる教材費等
- ③住宅扶助 …家賃・地代・住宅維持費等
- ④医療扶助 …診察・薬剤・治療材料費等
- ⑤介護扶助 …居宅介護費・施設介護費・介護予防費等
- ⑥出産扶助 …分娩の介助費等
- ⑦生業扶助 …技能取得費・高等学校就学費等
- ⑧葬祭扶助 …火葬・埋葬費等

2 実施状況

管内における生活保護受給者は、10年前の平成17年度には23世帯27人でしたが、平成27年度は34世帯37人に増加しています。(いずれも当該年度の平均)

今後も、ひとり暮らしの高齢世帯の増加等により、要保護者は増えていくものと思われます。

管内の被保護世帯は、高齢者、傷病者・障害者がほとんどであることから、これらの世帯の生活実態、病状の把握に努め、町、民生委員、医療機関、介護サービス事業所等と密接な連携をとりながら、適切な援助方針を立て、就労意欲の喚起を図り、福井公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図る等、経済的自立への支援を行っています。

表1 被保護世帯の構成人員の状況(永平寺町内) (平成28年4月1日現在)

区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
世 帯 数	31	4	0	0	0	0	35
構成比(%)	88.6	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	100

表2 年齢区分別被保護人員(永平寺町内) (平成28年4月1日現在)

区 分	幼少年年齢層			稼働年齢層				老齢年齢層			計
	0 ～ 5 歳	6 ～ 14 歳	小 計	15 ～ 19 歳	20 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	小 計	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	小 計	
人 員 数	0	0	0	0	10	7	17	8	14	22	39

表3 被保護世帯の世帯類型の状況(永平寺町内) (平成28年4月1日現在)

区 分	高齢者 世帯	母子世帯	傷病・障害 者世帯	その他の 世帯	計
世 帯 数	15	0	16	4	35
構成比(%)	42.9	0.0	45.7	11.4	100

6 児童福祉

県では、「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のための様々な施策を実施しています。当センターにおいても、市町や児童相談所等と連携し、児童福祉の推進に努めています。

1 家庭相談員による相談支援

家庭相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な指導・援助にあたっています。

表1 家庭相談員の相談受付状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

事項 件数等	養護相談		保健 相談	障害相談						非行相談		育成相談				その 他の 相談	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 障 害 等 発 達	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け		
延件数	0	205	0	0	0	16	0	0	32	0	0	57	13	88	34	20	465
実人数	0	18	0	0	0	8	0	0	1	0	0	17	3	4	10	5	66
延件数構成比(%)	0.0	44.1	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0	12.3	2.8	18.9	7.3	4.3	100.0

2 子育てマイスター研修の開催

地域の子育てマイスター(子育てに関する悩みや不安に関する相談員として県に登録されている有資格者の方)や子育て支援センター職員等を対象とした研修会を開催しています。

表2 平成27年度 子育てマイスター研修会実施状況

開催日・会場	内容	講師	参加者
平成27年11月18日 当センター	講演、グループワーク 「今、地域での子育てに求められていることは」	仁愛大学 准教授 青井 夕貴 氏	31人

3 児童虐待防止専門研修会の開催

主任児童委員、保育士、幼稚園・小中学校教員等を対象とした児童虐待防止専門研修会を年2回(うち1回は嶺北地区の健康福祉センター合同で)実施しています。

表3 平成27年度 児童虐待防止専門研修会実施状況 (上段-嶺北地区、下段-福井地区)

開催日・会場	内容	講師	参加者
平成27年8月19日 福井県産業情報センター	講演「私たちにできること ～児童虐待の未然防止を視野 に入れて～」	同志社大学客員教授 早樫 一男 氏	200人
平成27年3月23日 当センター	講演「児童虐待の現状と対応 ～ワークを通して考える」	福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課 主任 敷田 万里子氏	40人

7 障害者(児)福祉

県では、「第5次福井県障害者福祉計画」を策定し、障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。

当センターにおいても、身体障害者手帳の交付、傷害児福祉手当・特別障害者手当の給付等を行い、身体障害者の福祉の向上に努めています。

1 身体障害者手帳の交付

補装具、各施設入所などの各種援助を受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引などのサービスを受ける場合の身体障害者の証票として交付しています。

表1 健康福祉センター別身体障害者手帳所持者数 (平成28年3月31日現在)

健康福祉センター名	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				丹生	武生			
人数	13,751	5,898	3,623	4,660	4,581	4,860	2,960	40,333

表2 管内障害等級別身体障害者手帳所持者数(福井市・永平寺町内)(平成28年3月31日現在)

	重度障害者		3級	4級	5級	6級	計
	1級	2級					
視覚	329	263	66	60	109	83	910
聴覚・平衡	59	245	146	257	8	502	1,217
音声・言語・そしゃく	20	10	68	50			148
肢体	1,455	1,438	1,706	2,121	591	329	7,640
内部	2,184	79	813	760			3,836
計	4,047	2,035	2,799	3,248	708	914	13,751

2 特別障害者手当等の支給

身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の最重度障害(児)者について、その負担を軽減する手段として手当を支給しています。

表3 特別障害者手当等の受給者数(永平寺町内) (平成28年3月31日現在)

手当の名称	手当の額	永平寺町	福井県	額の改定 平成28年4月～
特別障害者手当	26,620円/月	17	576	26,830円/月
障害児福祉手当	14,480円/月	10	405	14,600円/月
経過的福祉手当	14,480円/月	0	16	14,600円/月

3 福祉のまちづくり

(1)福祉のまちづくり条例

障害者や高齢者を含む全ての方が、自らの意思で自由に社会生活活動に参加できるよう、県では「福祉のまちづくり条例」を定め、官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設など、多数の方が利用する施設で、障害者用駐車場や点字ブロックなどの設置、段差の解消などのバリアフリーを推進しています。

表4 「福祉のまちづくり条例」適合証交付施設数（平成9年4月1日～平成28年3月31日）

機関名 (所管区域)	医療 施設	社会 福祉 施設	商業 施設	教育 施設	集会 施設	公益 事業 施設	共同 住宅 その他	合計
当センター(永平寺町)	1	5	0	1	2	1	0	10
福井市	17	50	34	1	9	0	31	142
福井県計	70	224	131	11	54	11	103	604

(2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では平成19年10月から、公共施設やショッピングセンターなどで、障害者などが、駐車場を快適に利用できるよう、ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)制度を実施しています。ハートフル専用パーキングは、利用証をお持ちの方がご利用いただける駐車場で、障害者、高齢者、けがをされている方、妊娠中や産後の方など歩行が困難な方に、県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障害者等専用駐車場)利用証」を交付しています。

表5 利用証交付数・協定施設数（平成28年3月31日現在）

	福井市・ 永平寺町内	福井県
利用証交付数	3,352	10,354
協定施設数	265	846

8 女性福祉

婦人保護事業は、当初、「売春防止法」に基づき実施されてきましたが、近年、個人の尊厳を脅かす配偶者等からの暴力(いわゆるDVドメスティック・バイオレンス)や男女問題、離婚問題など女性をとりまく問題は、社会状況の変化とともに大きく変わってきています。

当センターでは、DV被害者等に対して、女性相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な相談・援助にあたっています。

また、関係機関の職員を対象に、DVに関する制度の理解促進、相談対応の技術向上等を図るために、DV事例検討会を年1回開催しています。

女性相談受付状況		(平成27年4月1日～平成28年3月31日)																		
事項 (その1)	件数等	人間関係																		
		夫等			子供			親族			交際相手				家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	小計
		夫の暴力	離婚問題	その他の酒乱問題	子供の暴力	養育不能	他子供の問題	親の暴力	他の親族の暴力	他親族の問題	暴交際の相手	同性間の暴力	交際の相手							
管内	件数	77	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	85
福井県	件数	659	255	207	14	1	105	28	20	155	31	0	11	15	2	32	7	108	1,650	
	構成比(%)	29.8	11.5	9.3	0.6	0.1	4.7	1.3	0.9	7.0	1.4	0.0	0.5	0.7	0.1	1.4	0.3	4.9	74.5	

事項 (その2)	件数等	経済関係				医療関係				その他			合計
		生活困窮	求職	借金その他	小計	精神的問題	妊娠・出産	病気のその他	小計	帰宅先問題	その他	小計	
		管内	件数	2	0	1	3	1	0	0	1	6	
福井県	件数	21	11	49	81	414	5	15	434	48	2	50	2,215
	構成比(%)	0.9	0.5	2.2	3.7	18.7	0.2	0.7	19.6	2.2	0.1	2.3	100.0

注 福井県の件数は、県婦人相談所、県健康福祉センターおよび他の女性相談員設置市(福井市、坂井市、鯖江市、敦賀市)の合計である。

9 母子・父子・寡婦福祉

児童の養育や健康面の不安、また就労の困難や経済的貧困による子の就学問題など、ひとり親家庭の抱える問題は、その多くが複雑に重なりあっています。

このような状況に対して、当センターでは、母子・父子自立支援員が母子・父子・寡婦のあらゆる相談に応じ、精神的、経済的自立に必要な助言指導を行っています。

表1 母子・父子・寡婦相談受付状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

事項 件数等	生活一般						児童				生活支援				計		
	住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	養 育 費	そ の 他	養 育	教 育	非 行	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 援 護		そ の 他	
管内	相談 件数	0	0	4	14	1	12	4	3	0	0	9	3	0	0	1	51
	相談 回数	0	0	9	56	1	35	12	40	0	0	28	34	0	0	4	219
福井県	相談 件数	109	276	177	521	74	364	175	156	10	127	708	31	311	50	315	3,404
	構成 比(%)	3.2	8.1	5.2	15.3	2.2	10.7	5.1	4.6	0.3	3.7	20.8	0.9	9.1	1.5	9.3	100.0
	相談 回数	111	341	186	665	76	425	198	252	12	120	845	67	370	59	312	4,039

表2 支援制度一覧（主なもの）

(平成28年4月1日現在)

項目	内容
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護する母、または監護し、かつ、生計を同じくする父、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。
ひとり親家庭医療費助成事業	母子(父子)家庭の母(父)および児童、または一人暮らしの寡婦の医療費が無料になります。
母子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉を推進するために、各種資金の貸付を行っています。
ひとり親家庭児童の学習支援	ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童・生徒をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習の支援を行います。
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭および寡婦が、一時的な傷病、技能習得のための進学、就職活動等により、日常生活を営むのに困りの場合などに、身の回りの世話などを行うための家庭生活支援員を派遣します。

10 感染症対策

感染症に関する正しい知識の普及や流行予測調査の広報を行うなど、感染症発生の予防に努めています。

一方、感染症発生時には、拡大防止のため、患者が適正な医療を受けることができるよう支援したり、感染の拡がりの調査、消毒や手洗い等の指導、接触者の健康診断等を実施しています。

また、結核やエイズ、肝炎についても感染防止、治療支援、相談等の対応をしています。

1 感染症対策

(1) 感染症発生時対応

医師からの感染症発生届や社会福祉施設等からの集団感染事例の報告を受けたときは、感染経路等を究明し、感染拡大を防止するため、必要に応じ発症までの行動、職業、家族構成、食事内容などを調査します。また、当該感染症の特性によっては、入院勧告、消毒命令、就業制限、接触者(患者と身近に接した家族、友人、グループなど)の健康診断、二次感染予防の指導を行うこともあります。

表1 平成27年感染症発生届出状況 (平成27年12月31日現在)

感染症発生届出疾患		管内 (件)	福井県 (件)
1類		0	0
2類	結核	40	72
3類	腸管出血性大腸菌感染症	10	25
4類	A型肝炎	1	4
	E型肝炎	1	1
	エキノкокクス症	0	1
	レジオネラ症	3	10
	つつが虫病	1	2
5類	アメーバ赤痢	2	3
	カルバベネム耐性腸内細菌感染症	15	22
	急性脳炎	3	4
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	3
	後天性免疫不全症候群	2	4
	侵襲性肺炎球菌感染症	16	21
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1
	梅毒	5	10
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1

注 感染症は、症状の重さや病原体の感染力の強さなどにより、1類から5類までの5種類に分類されています。

(2) 感染症発生動向調査(感染症サーベイランス事業)の実施

感染症の発生情報を把握し、そのデータを分析し、県民や医療関係者に提供・公開しています。全数届出対象疾患はその都度、定点把握対象疾患(5類感染症のうち26疾患)は、週単位、月単位に患者数を報告してもらい、当センター分を入力します。福井県衛生環境研究センターが全県分の集計分析を行って、市町・医療機関など関係機関に還元し、予防対策に役立ててもらっています。

管内で流行している感染症については、警報を発すると共に、当センターのホームページにも予防方法も含めて掲載し、注意を呼びかけています。さらに、必要に応じ流行中の感染症の原因ウイルスを明らかにし、予防に役立てるための病原体検査を実施します。

(3) ライフステージ別感染症予防教室の開催

感染症の知識の普及を図るため、様々な機会を通して各種団体への講義などを実施しました。また、高齢者・障害者福祉施設や保育園等の職員を対象とし、施設内で感染症が発生した際の感染拡大防止に関する研修会等を開催しました。

表2 平成 27 年度ライフステージ別感染症予防教室(エイズ予防関連除く)開催状況

開催日	対象者	内容	参加(人)
10月21日	高齢者施設、障害者施設、 児童福祉施設感染症対策担 当者 管内市町関係課職員	平成27年度感染症対策研修会 講義 「感染性胃腸炎等発生時の施設の対応」 演習 「正しい吐物処理手順」 グループワーク	286
10月28日			
10月29日			
11月5日			
11月7日			
11月4日	障害者相談支援専門員	講義 「感染症の基礎知識 ～主な感染症の予防と対応について～」	40

(4) 定期予防接種実施状況の把握

予防接種は、平成6年の法改正により、義務接種から勧奨接種となり、接種方法も集団接種から個別接種へ切り替えられ、市町が主体となって行っています。当センターでは、管内の定期予防接種実施状況や予防接種副反応報告^{*1}、予防接種事故状況^{*2}等を把握しています。

*1 予防接種副反応報告

予防接種後にまれに健康被害が現れることがあります。保護者等から相談を受けた市町は、適切に対応するとともに、県を経由して国へ報告しています。

〔報告内容の例〕

- ・ 頭痛、倦怠感、食欲不振で経過観察し1か月で消失
- ・ 接種部位の掻痒感と発赤、腫脹、化膿、潰瘍等

*2 予防接種事故状況

市町は、予防接種に係る事故の発生防止に努めるとともに、事故が発生した場合には迅速に把握できる体制を取っています。健康被害につながるおそれのある事故であれば、県を経由して国へ報告することとされています。

〔報告内容の例〕

- ・ 日本脳炎を1期初回接種後6か月にならない時期に追加接種
- ・ 4種混合ワクチンを生後3か月に満たない時期に接種
- ・ 有効期限を超過したワクチンを接種

(5) 感染症に関する連携会議の開催

感染症の発生時は、当センターと住民に身近な市町が、地域住民と協力し、まん延防止対策を実施することになります。このため、日頃から当センターと市町が緊密に連携して、緊急時の対応等を確認し、感染症対策を円滑に行えるように、連携会議を開催しました。

表3 平成27年度感染症に関する連携会議開催状況

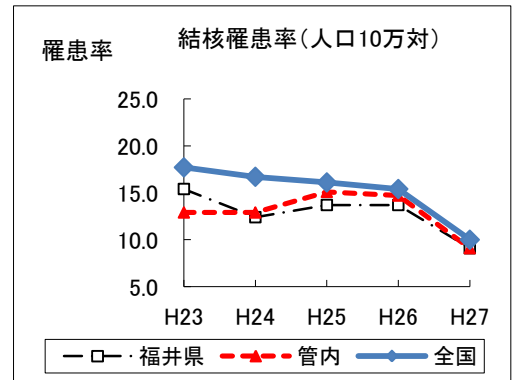
開催日	参加者	内容
7月22日	管内市町関係課職員	<ul style="list-style-type: none">・ 管内市町と当センターの連絡体制・ 感染症対策用備蓄物資、資機材等の保有状況・ 蚊媒介感染症対策(予防と対策)・ 水害等災害発生時の感染症対策

2 結核対策

(1) 結核発生動向

結核患者数は、医療や生活水準の向上により減少傾向にあるものの、全国ではなお年間約2万人の新登録患者が発生しています。特に近年、抗結核薬が効かない多剤耐性結核の発生、住所不定者や外国人などの感染、高齢者における再発など、新たな課題がみられています。

当センター管内では、新しく結核患者として届出があった患者(新登録患者)は、ほぼ横ばいの状態ですが、70歳以上の高齢者の患者は増加傾向にあります。



区分	23		24		25		26		27	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
全 国	22,681	17.7	21,283	16.7	20,495	16.1	19,615	15.4	18,280	14.4
福 井 県	124	15.4	99	12.4	109	13.7	108	13.7	72	9.1
管 内	37	12.9	37	12.9	43	15.1	42	14.7	26	9.1

(罹患率：人口10万対)

表5 新登録結核患者年齢別活動性分類

(平成27年12月31日現在)

年齢別	活動性分類 総数	活動性結核							潜在性結核感染症 (別掲)	新登録患者に占める割合 (%)	
		肺結核活動性					その他菌陰性・その他				肺外核活動性
		総数	喀痰	塗抹	陽性	再治療	その他の結核菌	その他			
計	26	17	4	4		10	3	9	11	100.0	
0~4									2		
5~9											
10~14											
15~19											
20~29	2	2				2				7.7	
30~39	2	1	1	1				1	2	7.7	
40~49	1							1	3	3.8	
50~59	2	2	1	1			1		2	7.7	
60~69	2	2				2			1	7.7	
70以上	17	10	2	2		6	2	7	1	65.4	

また、毎年12月31日時点で登録されている結核患者を、病状と治療状況により「活動性結核」と「不活動性結核」に分類し、患者数を把握しています。

表6 全登録患者市町別活動性分類

(毎年12月31日現在)

市町別	活動性分類	登録者総数	活動性結核							不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)	有病率 (人口10万対)	
			総数	肺結核活動性			肺外結核活動性							
				登録時 総数	喀痰塗抹陽性		登録時 その他結核菌 陽性	登録時 菌陰性 その他	登録時 菌陰性 その他					
					初回治療	再治療								
管内	27	78	25	12	6	6		4	2	13	50	3	41	8.7
	26	87	41	27	15	15		10	2	14	43	3	59	14.4
福井市	27	72	24	11	6	6		3	2	13	45	3	39	9.0
	26	78	38	25	14	14		9	2	13	37	3	54	14.3
永平寺町	27	6	1	1				1			5		2	5.0
	26	9	3	2	1	1		1		1	6		5	15.0

(2) 結核定期健康診断

結核定期健康診断は、感染症法に基づき、市町村長および事業所、学校、施設の長が実施義務者となって行います。高齢者などの感染ハイリスク者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者、高校生以上の学校入学者が主な対象者となっています。当センターでは、健診の実施状況を把握し、受診率向上のための周知を行っています。

(3) 結核定期外健康診断(家族・接触者健診、管理健診)

結核患者が発生した場合は、感染拡大の防止のため、患者、家族、接触者への迅速な訪問・面接調査を行い、必要な方に健康診断を実施することにより、新たな感染者および発病者の早期発見につなげています。

また、治療終了者に対して管理健診を実施し、再発があれば早期発見できるよう努めています。

表7 結核定期外健康診断実施状況

(平成27年度)

区分 対象	対象者数 (延人数)	受診件数		受診率 (%)	検査区分			
		保健所	医療機関		ツ反	喀痰	X線検査	IGRA検査
接触者	436	153	282	99.0	16	1	111	323
結核治療終了者 治療中断(放置)患者	182	15	164	98.3	0	0	179	0

(4) 感染症診査協議会

平成19年4月1日から福井県感染症診査協議会を6センターで1つ設置し、当センターが事務局となっています。診査会では以下のことについて調査審議し、人権を尊重した適切な医療を提供できるよう努めています。

- ・ 結核患者に対する入院の勧告・措置、入院の延長に関する事項
- ・ 結核患者の就業制限に関する事項
- ・ 結核患者の医療費公費負担の要否の診査
- ・ その他結核対策の推進に必要な事項

(5) 結核患者地域 DOTS(直接服薬確認療法)事業

平成24年4月からは全結核患者を対象とし、確実に抗結核薬を服用させることにより結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的に、以下のような地域DOTS事業を実施しています。

- ・ 個別支援計画の作成・決定
- ・ 患者訪問
- ・ 服薬支援の実施
- ・ 医療機関とのDOTSカンファレンスの実施による治療状況の把握

表8 結核患者家庭訪問・相談状況

	訪問指導(人)		相 談(人)	
	実件数	延件数	面 接	電 話
平成26年度	74	320	141	362
平成27年度	85	326	181	462

表9 新登録結核患者地域 DOTS 開始時の服薬支援頻度(平成27年)

服薬支援頻度	人数
原則毎日服薬確認	8
週に1回程度の訪問・電話連絡	6
月1回程度の訪問・電話連絡	19
入院中のため病院に服薬支援を依頼	3

表10 新登録結核患者の治療成績(平成27年12月31日現在)

治 療 成 績	人数
治療中	24
治癒	10
死亡	2

(6) 結核予防普及啓発

結核予防週間には、当センターでの結核予防啓発ポスター等の展示や設置と、各市町・学校・社会福祉施設・事業所・医療機関等にポスター、リーフレットの配布を行いました。また、各種研修会等様々な機会を通じて結核予防の知識の普及に努めています。

表11 平成27年度 結核予防普及啓発実施状況

実施日	対象および開催場所	実施内容
9月24日～30日	当センター1階ホール、 2階カウンター、市町広報誌(福井市・永平寺町)	結核予防週間普及啓発 ・結核予防啓発ポスター展示 ・結核に係る資料、パンフレット設置 ・市町の広報誌に記事掲載
随時	精神科病院(5か所)、社会福祉施設(201か所)、地域包括支援センター(12か所)、大学、短大、専門学校(7校)、矯正施設(1か所)、市町担当課(4か所)	資料の配布 ・結核予防に関するポスター、パンフレット、リーフレット

3 エイズ予防対策

(1) エイズ相談・HIV抗体検査

面接相談や電話相談(随時)を実施し、感染防止のための正しい知識の説明や感染に対する不安の解消に努めています。面接相談および HIV 抗体検査は、毎週月曜日と、毎月第 4 火曜日の夜間に実施しており、毎月第 2 月曜日に迅速検査キットを用いる即日検査を実施しています。

当センターの相談・検査数は、ともに県全体の約 6 割を占めており、そのうち、約 4 割は管外からの受検者です。

区分		年度別							
		20	21	22	23	24	25	26	27
相談数	県計	1,507	1,094	1,156	1,198	1,285	1,236	1,069	1,305
	当センター	961	704	803	897	850	809	704	764
検査数	県計	819	625	634	534	512	637	553	590
	当センター	544	438	421	346	311	375	302	371

表13 HIV抗体検査内訳(性別、年齢階層別)

	19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
26年度	1	2	80	46	78	22	36	5	9	1	17	2	3	0	302
27年度	5	2	88	64	91	29	51	16	14	1	7	0	3	0	371

(2) エイズ予防啓発事業

エイズを含めた若年層の性感染症について、各関係機関と連携しながら予防啓発活動を展開しています。また、平成27年度は管内の大学祭に出向いて、パネル展示やパンフレット等を用いて普及啓発を行いました。

表14 平成27年度 エイズ予防啓発事業実施状況

開催日	開催場所	対象者	内容	参加(人)
5月30日	福井大学祭	学生・一般住民	・パネル展示 ・チラシ、パンフレット配布 ・アンケート実施 ・エイズの知識度チェック 等	300
9月13日	福井医療短期大学祭	学生・一般住民		50
10月10日	福井工業大学祭	学生・一般住民		350
10月17日	仁愛女子短期大学祭	学生・一般住民		400
2月26日	福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛女子短期大学、福井医療短期大学	28年度新入学生	・チラシ、パンフレット配布	2,250

4 肝炎対策

ウイルス性肝炎は国内最大級の慢性感染症で、B型肝炎、C型肝炎合わせて全国で300万人以上とも推定されています。肝炎のまん延防止のためには、早期に感染を発見し、適切な治療を行うことが重要です。

(1) 肝炎ウイルス相談・検査

平成23年度から、定例エイズ相談・HIV抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。また、電話相談は随時実施しています。

表15 肝炎ウイルス相談・検査数(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む)(平成27年度)

相談件数(件)		検査件数(件)			
B型肝炎	C型肝炎	平日		夜間	
		B型肝炎	C型肝炎	B型肝炎	C型肝炎
516	550	187	187	41	41

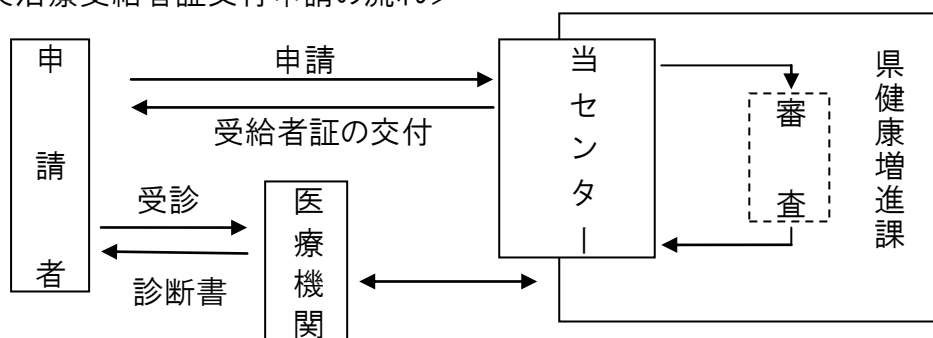
(2) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎は、適切な治療によって、肝硬変、肝がんといった合併症を防ぐことが可能な疾患です。しかし、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療は、月額の高額な医療費が特徴であり、核酸アナログ製剤治療は累積の医療費が高額になります。そのため、これらの治療に対して医療費助成が行われています。

表16 平成27年度肝炎治療受給申請数(受給決定者数)

	管内(人)	福井県(人)
インターフェロン治療	1	6
インターフェロンフリー治療	186	504
核酸アナログ製剤治療(新規)	25	64
核酸アナログ製剤治療(更新)	181	475
合計	420	1,049

<肝炎治療受給者証交付申請の流れ>



11 健康危機管理体制の整備

健康福祉センターが対応の先頭に立つべき事象として、自然災害や新型インフルエンザ等感染症発生、食中毒、医療安全、精神保健、児童虐待、環境汚染等に係る健康危機が挙げられます。職員が迅速、的確かつ組織的に対応ができるよう、所内の体制の整備を図っています。健康危機管理マニュアルの整備、研修会・通報訓練等の実施を通じて、職員の意識を高めるとともに、資質の向上に努めています。

平成27年度活動実績

項目	内容
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡網の整備 ・対応物品等を物品保管庫に配置
健康危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各課・室に健康危機管理担当者を配置、月1回委員会を開催 ・健康危機管理に関する情報・資料の提供
所内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機発生時の当センターの対応と役割(6/8、6/9) ・個人防護服の着脱訓練(7/2、7/6、7/7) ・緊急通報訓練(8/9)
健康危機管理事象 報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・所内で健康危機管理事象を報告し、情報交換することで、危機対応能力の向上を図る。報告会:8回、報告事例:9事例
各種マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井県健康危機管理対応要領」等の整備 ・「健康福祉センターの危機管理対応要領」の整備 ・「健康福祉センター災害時対応要領」の整備 ・初動対応シミュレーション後の要領等見直し ・災害時健康福祉センターアクションカード(県標準版 IAP-AC)の作成
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁主催の担当者会議への参加6回 ・初動時対応訓練の実施と検証1回 ・感染管理認定看護師との意見交換1回
高病原性鳥インフルエンザ発生時対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡訓練および防疫作業従事者健康診査実施訓練参加 ・会議への出席1回 ・健康危機管理担当者会議で訓練の検証

12 在宅医療

国は、超高齢化社会を迎えるにあたり、病気や障害があっても自宅等住み慣れた環境で療養ができ、自分らしい生活を送ることができるよう在宅医療・介護の提供を推進しています。

平成 25 年 3 月に策定された「第 6 次福井県医療計画」の第 11 章在宅医療では、施策の基本的方向として、在宅医療推進体制の整備、在宅医療環境の整備、地域住民への在宅医療の普及啓発が示されています。

また平成 27 年度は、医療計画の一部として、必要となる病床数と将来あるべき医療体制を実現するための「地域医療構想」の策定に向けた検討を行いました。

1 福井地域医療連携体制協議会の開催(地域医療構想の策定・第 6 次福井県医療計画の推進)

当センター管内における医療・介護の体制整備や連携推進を図ることを目的に、管内医師会、歯科医師会、薬剤師会、急性期医療機関、在宅医療関係者、市町の代表者で構成された協議会を開催しました。

表1 平成27年度開催状況

日時	会場	出席者(委員)	内容
平成 27 年 9 月 4 日	当センター	福井市医師会 福井第一医師会 福井市歯科医師会 福井市薬剤師会	・2025 年の医療需要と必要病床数について ・2025 年の医療提供体制を実現するための施策について
平成 28 年 1 月 13 日	当センター	看護協会、医療機関、在宅医療関係者代表 管内市町担当課	・必要病床数について ・地域医療構想について

2 在宅医療・介護連携推進事業の実施

在宅医療・介護の推進は市町が主体となって実施していますが、平成 27 年度は、医療と介護が連携し、入退院患者の情報を確実につなぐ仕組みを整備することを目的に、病院や地域で入退院に携わる担当者、市町の担当者として構成された検討会を開催しました。

その結果、『病院と介護の連携手順』を作成し、平成 28 年 4 月から運用を開始しました。

表1 平成27年度開催状況

日時	会場	出席者(委員)	内容
平成 27 年 11 月 12 日	当センター	病院看護師、連携担当者 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターのケアマネジャー	・病院と介護の連携アンケート結果 ・入退院に係る情報提供ルールの検討
平成 28 年 1 月 25 日	当センター	市町担当課	・入退院支援ルールの周知と運用

13 健康づくりの推進

福井県では、「第3次元気な福井の健康づくり応援計画(平成25年3月改定)」および「福井県がん対策推進基本計画(平成25年3月改定)」を策定し、若い世代からの健康づくり施策を重点的に展開しています。

1 がん予防推進

受診率アップに向けて、母の日、父の日などの記念日にショッピングセンター等で、県内一斉にキャンペーンを実施しています。さらに、平成26年度からは「地域がん検診受診率向上対策協議会」を設置し、地域保健と職域保健の関係機関が情報共有を図り、がん検診等の検診事業や健康づくりに関する体制についての検討を深めています。

表1 平成27年度がん検診普及啓発キャンペーン

月 日	内容	場所	備考	参加者数 (人)
5月10日(日)	「母の日」キャンペーン (休日レディースがん検診同時実施、子宮頸・乳がん等検診受診の啓発)	ラブリー・パートナー・エルパ	・グリーティングカード記入 ・パネルおよび色紙展示 ・乳がん視触診モデル展示	200
6月21日(日)	「父の日」キャンペーン (胃・肺・大腸がん等検診受診の啓発)	アピタ福井大和田店	・普及啓発チラシ・粗品配布 ・管内市町検診日程表配布	200
9月13日(日)	がん検診受診率50%達成集中キャンペーン	福井医療短期大学	がんおよびこころの健康 ・パネルおよび色紙展示 ・乳がん視触診モデル展示 ・パンフレット配布	70
10月10日(土) 10月11日(日)	がん検診受診率50%達成集中キャンペーン	福井工業大学	がんおよびこころの健康 ・パネルおよび色紙展示 ・乳がん視触診モデル展示 ・パンフレット配布	350
10月17日(土)	がん検診受診率50%達成集中キャンペーン	仁愛女子短期大学	がんおよびこころの健康 ・パネルおよび色紙展示 ・乳がん視触診モデル展示 ・パンフレット配布	400

表2 平成27年度 地域がん検診受診率向上対策協議会

月 日	内容	委員構成	場所
8月27日(木)	グループ協議 ・大腸がん検査キットを提出しやすい仕組みについて ・企業におけるがん検診の取組促進について ・地域での受診勧奨について	福井市医師会、 福井第一医師会、 検診機関、商工会、 管内市町がん検診担当課	当センター 3階大会議室

2 禁煙推進

世界保健機関(WHO)が定めた「世界禁煙デー」の5月31日を中心に、街頭で禁煙キャンペーンを開催しています。さらに、未成年者の喫煙防止対策として、地域の教育機関へ出向いて普及啓発事業を行っています。また、事業所については、経営者の理解・協力を求めながら禁煙の取組みを推進しています。

表3 平成27年度 禁煙キャンペーン

月 日	備考	場所	参加者数(人)
5月30日(金)	「世界禁煙デー」および禁煙週間に関するキャンペーン(県健康増進課および協会けんぽと合同実施) ・パンフレットの配布	JR 福井駅 西口広場	700
5月29日(金) 5月30日(土) 5月31日(日)	・がん検診、心の健康、たばこに関するパネル展示やパンフレット配布 ・スモーカーライザーによる呼気CO測定	福井大学	400

3 運動推進

平成30年国体に向けて県民の健康づくりを応援するために、事業所対象に働き盛り世代の健康づくりおよび冬場の運動不足解消を目的に「ラジオ体操インストラクター派遣事業」を実施し、管内では14事業所等に実施しました。

また、県民の健康づくり機運をさらに盛り上げるために平成27年度から「わがまち健康づくり応援事業」を創設し、市町の健康づくりを支援しています。

4 働き盛り世代へのアプローチ

家庭や社会への影響も大きい働き盛り世代に重点を置き、健康教育など普及啓発活動を行っています。また、生活習慣病の発症予防や対策として、健康づくり関連事業が効果的に行われるよう、「地域職域連携推進2次医療圏等協議会」を設置し、地域の職域・保健・医療関係者で情報および意見交換会を行っています。

表4 平成27年度 福井地域職域連携推進2次医療圏等協議会

月 日	内容	委員構成	場所
2月17日(水)	・地域・職域における運動の現状把握と推進について情報交換・意見交換 ・ラジオ体操体験等	検診機関、商工会、企業健康保険組合、管内市町保健担当課および国保担当課	福井市保健センター 3階会議室

表5 平成27年度 若い世代から働く世代に向けた啓発普及活動

月 日	内容	場所	参加者数(人)
7月5日(日)	【健康フェアふくい】 ・乳がん視触診モデル・パネル展示 ・がんに関するパンフレット配布	福井市駅前電車通り	515
10月10日(土) 10月11日(日)	・栄養に関するパネル展示	福井県立大学	100

表6 平成27年度 地域住民を対象とした健康教育

月 日	対象者	内容 (講師職種)	参加者数(人)
6月9日(火)	あたご地区社協連絡会	熱中症を防ぐには(保健師)	20
11月19日(木)	福井市シルバー人材センター西部ブロック	健康寿命を延ばして生涯現役(保健師) 正しいラジオ体操 (1級ラジオ体操インストラクター)	33

14 栄養改善指導

県では、国の「健康日本21(第2次)」の推進を踏まえ、平成25年3月に「第3次元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、健康づくりのための食生活改善、ヘルシーメニューの提供に取り組む飲食店や総菜販売店への支援等、食環境の面からも適切な食生活の推進を図っています。

1 食生活・栄養管理支援事業

給食施設の健康・栄養管理責任者へのスキルアップを目的とした研修や情報提供を行い、利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進しています。

また、規模の大きな特定給食施設を中心に巡回指導を行い、適切な栄養管理の実施および管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

表1 平成27年度 食生活・栄養管理研修会実施状況

月 日	内容	参加者数(人)
7月1日(水)、7月3日(金)	栄養管理推進研修会	108
8月21日(金)、9月9日(水)	給食管理技術研修	48

表2 平成27年度 給食施設巡回指導実施状況

	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他の施設	計
特定給食施設	34	20	1	11	40	0	7	113
その他の給食施設	11	7	0	1	26	1	5	51
計	45	27	1	12	66	1	12	164

2 食品の栄養成分表示等の推進

平成27年4月に食品表示法が施行されたことから、健康福祉センター(健康増進課)では、栄養成分表示の相談窓口を開設し、事業者の取り組みを支援するための指導助言を行っています。また、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等についても指導助言を行っています。

表3 平成27年度 栄養成分表示および虚偽誇大広告等相談状況

食品表示法(栄養成分表示等)	健康増進法(虚偽誇大広告等)	計
45	4	49

3 「ふくい健幸美食」による食環境の整備

福井の豊富な食材・特産品を活かし、低カロリー・低塩分で野菜を多く使った認証メニューである「ふくい健幸美食」を、飲食店やスーパー等に普及させることにより、外食・中食(調理されたものを持ち帰り家で食べることも)でも健康に配慮した食事ができる食環境の整備を図っています。

平成27年度は、管内で飲食店30店舗、惣菜店42店舗が認証を受けました。

4 地域の健康づくりリーダー支援

地域の健康づくり活動(食事バランスガイドの普及や郷土料理、行事食、食文化の継承など)を行っている食生活改善推進員の活動を支援しています。

表5 食生活改善推進員状況 (平成28年3月31日現在)

	会員数(人)
福井市	127
永平寺町	71
管内	198

表6 平成27年度 食生活改善推進員養成講座状況

	回数	参加者数(人)
研修会(福井市)	4	23

5 管理栄養士・栄養士申請

栄養士法に基づき管理栄養士および栄養士の免許申請事務を行っています。

表7 平成27年度 栄養士等免許申請状況

	栄養士免許	管理栄養士免許
件数	50	54

15 精神保健福祉

平成7年に制定された精神保健福祉法に基づき、精神障害者の早期治療と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に事業を実施しています。

表1 精神保健福祉の動向

(平成28年3月31日現在)

	入院			通院 (H27.3月 1か月)			自立支援 受給者数	精神障害者 保健福祉 手帳交付数
	男	女	合計	男	女	合計		
福井市	243	312	555	4,413	5,344	9,757	3,979	1,961
永平寺町	14	22	36	240	313	553	206	115
管内	257	334	591	4,653	5,657	10,310	4,185	2,076
福井県	894	1,042	1,936	12,699	15,590	28,289	10,881	5,469

1 精神保健福祉法に基づく診察・保護申請

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づく通報に対応し、必要に応じて入院措置等を行います。近年、通報件数は増加傾向にあり、また精神科疾患は多様化しているため、通報対応は複雑で困難を伴うことが多く、専門性の高い対応が求められています。

表2 通報・保護申請状況

年度		申請・通報状況						処理状況		
		一般 申請	警察官 通報	検察官 通報	矯正 施設長	病院 管理者	合計	措置 入院	措置 不要	合計
管内	26	4	44	2	10	1	61	20	41	61
	27	11	67	8	10	0	96	38	58	96
福井県	27	18	128	13	20	0	179	63	116	179

2 心の健康に関する相談

(1)精神保健相談

心の健康や受診についての相談、社会復帰相談等のさまざまな精神に関する問題に対して、精神科医、保健師が電話や面接、訪問による相談に応じています。

精神科嘱託医による相談：毎月第1・3木曜日午後 予約制

保健師による相談：随時

表3 精神保健相談状況(延べ件数)

	26年度	27年度
嘱託医による相談	26	26
保健師による相談	976	1247

(2)悩みごと総合相談会の開催

平成24年度から、一般住民が身近な地域で専門的かつ総合的な相談を受けることができるように相談会を実施しています。福井地域自殺予防対策協議会や専門家・関係機関が協働し、相談に対応しています。

表4 平成27年度 悩みごと総合相談会実施状況

月日	事業名	参加者数(人)
9月12日(土)	第1回悩みごと総合相談会	13
3月5日(土)	第2回悩みごと総合相談会	17

3 普及啓発活動

(1)自殺予防に関する研修会等の開催

自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発することを目的に、研修会等を開催しました。

表5 平成27年度 自殺予防に関する研修会実施状況

月日	内容	参加者数(人)
12月2日(水)	管内理美容師むけの ゲートキーパーフォローアップ研修会 講師：公益財団法人 松原病院 五十川早苗氏	46

(2)思春期保健研修会の開催への支援

思春期に起こりやすい心の病気について、地域精神保健福祉業務連絡会や、福井地域自殺予防対策協議会と共催で、学校関係者等を対象とした研修会等を開催しました。

表6 平成27年度 思春期保健研修会実施状況

月 日	内容	参加者数(人)
12月8日(火)	思春期のこころの健康に関する研修会 講師:福井厚生病院 杉坂夏子 氏	47

(3)わかりやすい心の健康講座の開催支援

精神障害についての正しい知識の普及や精神障害に対する理解の促進を図るために、地域精神保健福祉業務連絡会が主催する講座の開催を支援しました。

表7 平成27年度 わかりやすい心の健康講座実施状況

月 日	内容	参加者数(人)
10月23日(金)	心の病気を理解しよう 講師:県立大学 大森晶夫氏	275
10月30日(金)	備えあれば憂いあり 講師:心理相談室アシスト 岡本克己氏	
11月6日(金)	心を病んだ方々をどのように理解するのか 講師:当事者および管内関係機関	

4 関係機関との連携

(1)精神緊急対応に係る連携会議の開催

精神障害者の緊急の対応について、管内警察署・市町との連絡会議を開催しました。

表8 平成27年度 精神緊急対応に係る連携会議

月 日	内容	参加者数(人)
6月18日(木)	精神緊急対応に係る連携方法の検討	12

(2)福井地域自殺予防対策協議会の開催

平成22年度から、関係機関が相互に連携し、自殺予防対策にむけた情報交換や一般住民・関係者を対象とした普及啓発等、必要な取り組みを実施するために、福井地域自殺予防対策協議会を開催しています。

表9 平成27年度 福井地域自殺予防対策協議会開催状況

月 日	内容	参加者数(人)
2月23日(火)	次年度の方向性と取り組みについて	20

(3) 地域精神保健福祉業務連絡会への参画

管内の精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉の関係機関で構成する地域精神保健福祉業務連絡会を開催しています。

当センターも運営委員会、専門部会等に積極的に参画し、関係機関とともに精神障害についての普及啓発事業等を行い、精神障害者が住みやすい地域づくりを推進しています。

構成機関	}	医療機関、障害福祉サービス事業所、警察、
活動内容		社会福祉協議会、精神障害者家族会、ボランティアグループ、 労働関係機関、当センターを含む行政機関 36機関

- ① 運営委員会(1回) 年間計画、専門部会の提案、事業報告
- ② 全体会(1回) 年間計画と事業報告についての議事及び承認
- ③ 部会長会議(1回) 活動計画、各部会予算
- ④ 専門部会(20回) 普及啓発部会(8回)、思春期部会(5回)、
居宅生活支援・医療観察部会(3回)、就労支援部会(4回)

5 自主グループへの支援

管内には、精神保健福祉ボランティアや家族会等があり、当センターは、会の運営に関する助言・協力等の実施により自主グループとしての活動を支援しています。

表10 平成27年度 自主グループ一覧

名称	開催状況	会員数(人)
精神保健ボランティア 「クレヨン」	定例学習会 月1回 役員会 随時	約 63
摂食障害者親の会 「バンビの会」	例会 月1回 研修会 年1回	約 75
精神障害者家族会 「あすわ会」	役員会 月1回 例会 月1回	約 45

16 母子保健

少子化、核家族化、女性の社会進出等、母と子をとりにくく環境は近年大きく変化しており、母子保健の面でも、それぞれの地域の特性に応じた対策の推進が必要となっています。

当センターは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児の訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

1 小児慢性特定疾病医療費支給認定

小児期の難治性の疾患は、その治療期間が長期にわたり医療費の負担も高額となることから、治療の確立と普及を図り、併せて患児家族の医療費の負担軽減に資することを目的として、児童福祉法に基づき医療費の助成を行っています。

表1 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 (単位:人)

市町別 年度別	福井市	永平町寺	管内	福井県
26	238	11	249	719
27	245	17	262	716

2 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精、または顕微授精の治療を受けた方にその治療費の一部を助成し、不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として、平成16年4月1日から、「福井県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

平成26年度からは、男性側要因による不妊に対しても助成制度が拡大されています。

表2 特定不妊治療費助成件数(延べ)

回数別 年度別	1回目	2回目	3回目	4~6回目	合計	
管内	26	368	235	113	4	720
	27	372	237	121	21	751
福井県	27	767	460	238	35	1,500

表3 男性不妊治療費助成件数(延べ)

年度別		
管内	26	2
	27	4
福井県	27	6

3 育児不安解消サポート事業「こあら広場」

平成17年度から、強い育児不安や育児ストレスを抱える方に対し、定期的にグループカウンセリングを行うことによって、育児不安を解消し、安心して子育てが出来るように支援しています。

日時：毎月第4木曜日 午前9時30分～午前11時30分

対象：0歳から概ね就学前の子どもがいる保護者または妊婦で育児に不安やストレスを抱える方

内容：親と子に分かれてのグループワーク、個別相談

表4 育児不安解消サポート事業「こあら広場」の実施状況

年度別		開催回数	参加者延(実)数 (人)	
			保護者	子ども
管内	26	12	58(16)	57(16)
	27	12	63(20)	51(21)
福井県	27	83	315(181)	280(174)

4 フッ化物洗口事業

80歳時点で20本の自歯を残そうという8020(はちまるにいまる)運動が平成元年に提唱され、平成24年「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。県では、平成23年度から保育園児および幼稚園児に対する「フッ化物洗口事業」を実施しています。平成27年度は、管内の47施設が取り組みました。

5 人工妊娠中絶状況

母体保護法の規定による人工妊娠中絶(妊娠満22週未満)が行われた場合は、人口動態の把握に資するため、日本産婦人科医会福井支部を通じて当センターに報告されます。

表5 人工妊娠中絶年次別状況(妊娠満22週未満)

年度別		年齢別							総数
		20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上(不詳含む)	
管内	26	52	120	117	115	125	62	5	596
	27	39	97	126	119	122	64	3	570
福井県	27	62	142	170	206	202	109	53	944

6 先天性代謝異常等検査事業

生後4～6日目に医療機関において先天性代謝異常等検査を実施し、検査の結果、精密検査を必要とする乳児について、受診を勧奨したり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

表6 平成27年度 先天性代謝異常等検査事業

項目 市町別	出生数 (推計)	要精検数	精密検査結果		
			要治療	経過観察	異常なし
福井市	2,380	7	2	2	3
永平寺町	100	1	0	0	1
福井県	6,711	22(23*)	6	2	14

※要精検者のうち、1人は県外の見で、すでに自宅に戻っていたため、精密検査結果は未確認。

7 管内母子関係機関との連絡会

福井管内(福井市・永平寺町)において、養育力や育児環境、子の障害等により支援が必要と思われる妊婦・親子(以下、「気がかりな妊婦・親子」とする)が、関係機関から切れ目なく支援を受けることができ、地域で安心して生活することができるようになるためのシステムを構築するため管内の母子関係機関と連絡会を開催しています。

表7 平成27年度 連絡会開催実績

	内容
第1回 5月8日	・気がかりな妊婦・親子への支援に関する現状と課題および今後の取り組み ・意見交換
実態調査	・気がかりな妊婦・親子の支援・連携促進を目的に、連絡会構成機関で実施
第2回 10月19日	・調査票の内容および記入についての確認 ・気がかりな妊婦・親子への支援・連携調査について中間報告
第3回 2月23日	・調査結果について報告 ・各関係機関が考える気がかりな妊婦・親子について意見交換 ・効果的な連携の方法について意見交換

17 難病対策

1 特定医療費(指定難病)支給認定

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない稀な疾病で、長期療養が必要と考えられています。

難病法(平成27年1月施行)に規定された306疾患を対象にした指定難病の患者に対し、特定医療費の支給のための事務手続きを行っています。

表1 特定医療費(指定難病)支給認定状況(実件数)

市町村別 年度別	福井市	永平寺町	管内	福井県
26	1,745	168	1,913	5,644
27	1,865	172	2,037	6,169

2 医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による医療相談班が相談事業を実施しています。

表2 平成27年度 医療相談事業実施状況

月 日	内容	参加者数(人)
8月25日(火)	口の中の健康 講師:福井県歯科衛生士会 岡本こず枝氏	5
10月15日(木)	パーキンソン病の治療について 講師:福井総合病院 松本倫子氏	57
11月4日(水)	負担の少ない介護法～起き上がり・移乗・移動～ 講師:有限会社ハートフルケア 藤波英司氏	12

3 訪問相談・指導事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な難病患者および家族に対して、地域における在宅診療を促進することを目的としています。

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導を行うため、難病に関する専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による、訪問相談・指導を実施しています。

4 難病対策地域協議会

地域における難病患者の入院から在宅療養までの一貫した地域ケアシステムの構築を図るために、病院や介護保険等の関係機関とともに支援検討会を開催しています。

表3 平成27年度 難病対策地域協議会開催状況

月 日	内 容	参加者数 (人)
2月10日	「災害時個別対応マニュアル」作成を通して変化したこと ～本人、家族、支援者自身、事業所内～ 災害時に活かせる平時の備え ～他の要援護者への活用～	25

5 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成支援

人工呼吸器装着など医療ニーズの高い難病患者は、災害時に健康危機状況が発生されることが予想されます。そのため、在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が災害発生時に適切な対応が出来るよう、平時からの備えを中心とした災害時個別対応マニュアル作成を支援しています。

管内には平成28年3月末現在、7名の対象者がおり、個別対応マニュアルの作成支援を行っています。

6 患者会への支援

2つの患者会の活動を支援しており、平成27年3月19日には、「福井パーキンソン友の会」が「全国パーキンソン友の会福井県支部」に発展しました。

表4 患者会一覧

(平成28年3月31日現在)

名称	設置年月日	正会員数(人)
全国パーキンソン友の会 福井県支部	H2.4.24	57
ハレバレ会(脊髄小脳変性症・多系統委縮症)	H6.3.13	32

18 食品衛生

1 食の安全・安心確保対策事業

(1) 食品衛生監視指導(食品衛生法第24条に基づく監視計画)

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。

福井健康福祉センター独自の取り組みとしては、福井市中央卸売市場の早朝監視および焼肉施設等の夜間監視指導を実施しています。

(2) 食品衛生関係許可事務

食品衛生法および福井県食品衛生条例に基づく新規許可、継続許可および変更・廃止手続きおよびこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数

(平成28年3月31日現在)

項目	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数					調査・監視指導施設数		
		継続	新規		営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令		その他	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,111	162	92	86		1	1				530
	仕出し屋・弁当屋	420	67	30	31							206
	旅館	85	16	4	1			1				32
	その他	2,343	282	234	256							1,000
菓子(パンを含む。)製造業	465	67	51	28							207	
乳処理業	1	0	0	0							1	
特別牛乳さく取業	0	0	0	0							0	
乳製品製造業	4	0	1	1							4	
集乳業	0	0	0	0							0	
魚介類販売業	423	53	32	23							252	
魚介類せり売り営業	2	0	0	0							6	
魚肉ねり製品製造業	3	0	0	1							2	
食品の冷凍又は冷蔵業	23	6	1	1							21	
かん詰又はびん詰食品製造業	4	0	1	0							1	
喫茶店営業	807	244	38	141							124	
あん類製造業	3	1	0	0							3	
アイスクリーム類製造業	86	14	8	9							45	
乳類販売業	717	92	29	72							140	

食肉処理業	41	2	2	4							36
食肉販売業	359	37	30	19							209
食肉製品製造業	5	0	0	0							0
乳酸菌飲料製造業	1	0	0	0							0
食用油脂製造業	0	0	0	0							0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0							0
みそ製造業	15	3	0	1							6
醤油製造業	13	3	0	1							5
ソース製造業	10	2	0	0							7
酒類製造業	18	1	0	0							1
豆腐製造業	36	8	0	2							19
納豆製造業	3	0	0	0							1
めん類製造業	34	4	2	2							23
そうざい製造業	156	16	15	10							123
添加物製造業	1	0	0	0							0
食品の放射線照射業	0	0	0	0							0
清涼飲料水製造業	10	0	0	1							4
氷雪製造業	3	0	0	0							2
氷雪販売業	3	1	0	1							7
計	7,205	1,081	570	691		1	2				3,017

表2 福井県食品衛生条例に基づく営業施設数

(平成28年3月31日現在)

業種	営業施設数	営業許可・登録施設数		廃業施設数	処分件数						調査・監視指導施設数	
		継続	新規		営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他		
許可	魚介類加工業	46	11	2	2							21
	漬物製造業	41	4	1	1							16
	小計	87	15	3	3							37
登録	魚介類行商営業	26	7	1	3							8
計		113	22	4	6							45

表3 食品衛生法による許可が不要である食品営業関係施設数

(平成28年3月31日現在)

項目		営業施設数	営業届出施設数	廃止施設数	監視指導数
給食施設	学校	59	0	0	53
	病院・診療所	58	0	0	19
	事業所	7	0	1	1
	その他	151	15	8	92
その他		1,673	0	0	713
計		1,948	15	9	878

(3) 食品の収去(食品衛生法第28条に基づく食品の行政検査)

計画的に県内外に流通する食品の検査を行い、安全を確認しています。平成27年度の検査件数は189件、そのうち食品表示法違反を含む不適合件数15件については、速やかに改善したことを確認しています。

2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

(1) 衛生講習会の開催

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした定期の講習会だけでなく、一般消費者からの依頼に応じた講習会を実施し、総受講者数は3,955名でした。受講率の向上や利便性を図るために、日曜開催の取り組みも実施しています。

(2) 自主管理プログラム認証制度の取得推進

平成17年度から、HACCP*手法を取り入れた福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度の取得を促進しており、平成27年度は新たに6施設が認証を取得しました。その結果、認証施設数は計50施設(12業種)となりました。

*HACCP(ハサップ: Hazard Analysis Critical Control Point)

米国航空宇宙局(NASA)により開発された宇宙食製造のための衛生管理手法です。

この手法は、食品の製造業者が食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害を予め調査・分析し、この分析結果に基づいて製造工程全般を通し管理上重要な段階に遵守すべき基準を設け、常時監視することにより製品の安全性を確保するシステムです。

3 食品による健康被害等に関する対応

(1)食中毒に関する調査・措置(食品衛生法第54条等)

平成27年度の食中毒の発生は2件でした。原因物質としては、ウエルシュ菌によるものが1件、ノロウイルスによるものが1件でした。それら原因施設に対し、食品衛生法に基づいて行政措置を行いました。また、食品衛生法で禁止されている牛レバーの生食用提供を行った施設 1 件に対して、同法に基づき営業禁止の行政措置を行いました。

表4 平成 27 年度食中毒発生届出状況

発生年月日	原因施設の場所等	患者数/摂食者	原因食品	原因物質
H27.6.7	福井市	11/186	飲食店(食堂)が調製し、研修会で提供した弁当	ウエルシュ菌
H27.11.9	福井市	3/18	飲食店(旅館)の施設で提供した食事	ノロウイルス

(2)一般相談への対応

飲食店や菓子製造業などの開業相談や表示相談および有症苦情・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。相談件数は4, 215件あり、このうち、有症苦情は27件、異物混入の相談が23件でした。また、食品等の安全性に関する相談は、廃棄食品の不正転売等の全国報道があったことから、年度末にかけて相談が増加する傾向がみられました。

4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務

(1)試験

平成27年6月7日(日)に県立大学(参考 嶺南:若狭湾エネルギー研究センター)で実施しました。調理師試験受験者数90名中合格者45名で、製菓衛生師試験受験者数21名中合格者16名でした。

(2)免許申請

調理師免許申請は145件(新規91、再交付35、書換19)であり、製菓衛生師免許申請は 18件(新規16、再交付1、書換1)でした。

19 動物愛護および狂犬病予防

1 動物愛護推進計画に基づく業務の推進(狂犬病予防対策および動物愛護対策)

県が策定した第2次動物愛護推進計画(平成26年3月改定)に基づいて業務を推進しました。

(1)動物由来感染症(狂犬病を含む)対策

狂犬病で知られる身近な動物から人への感染の恐れがある病気(動物由来感染症)の予防法や正しい情報を市町、県獣医師会、教育委員会等と連携し、広く提供しています。

(2)動物愛護対策

動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき、適正飼養の普及啓発を図るとともに、保護、引き取りした犬・猫の命を救うため、平成27年度より動物の飼養管理について専門性を持った業者に委託し、飼養動物の健全化、殺処分数を減らす取り組みを行っています。

表1 平成27年度動物愛護管理業務実施状況

業務	野犬捕獲頭数	犬の引取頭数	ねこの引取頭数	負傷収容	犬の譲渡頭数	ねこの譲渡頭数	返還頭数	他センターへの移送	他センターから受入	処分頭数※	咬傷事故件数	苦情・相談件数
	30	24	129	15	23	103	36	21	15	27	6	861

※収容中死亡(27匹)を含む

表2 平成27年度譲渡会実施状況

実施回数	譲渡頭数	
	犬	猫
12	5	16

2 動物取扱業への監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成18年から動物取扱業が登録制となり、特定動物施設が許可制となりました。そのうち、平成25年9月改正の動物愛護管理法により動物取扱業が第一種動物取扱業に名称変更となり、新たに営利性を目的としない動物愛護団体の動物シェルター、一定頭数以上の動物の取扱い飼養施設が第二種動物取扱業として届出制となり監視等を行っています。

表3 第一種動物取扱業登録数 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設数	内 訳					監視指導数
	販売	保管	貸出	訓練	展示	
72	36	48	2	2	7	72

表4 第二種動物取扱業届出数 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設数	展示	譲り渡し	監視指導数
5	3	2	5

表5 特定動物許可数 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

施設数	おながざる科 マカク属 ニホンザル	監視指導数
1	18 頭	1

狂犬病の予防について

狂犬病は、狂犬病ウイルスによる感染症で、犬だけでなく、すべての哺乳類に感染します。発症した動物に咬まれることで感染し、発症した場合は、治療方法はなく、ほぼ100%死に至るとも怖い病気で、人間は主に犬に咬まれることで感染します。

狂犬病予防法が制定される 1950 年以前、国内では多くの犬が狂犬病と診断され、人も狂犬病に感染し死亡していました。狂犬病予防法が施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が徹底されるようになり、わずか 7 年という短期間に狂犬病を撲滅するにいたりました。犬の登録、予防注射が狂犬病予防にいかに重要な役割を果たすかが理解できます。

狂犬病の発生状況については、日本国内では、1957年以降発生がありませんが、近年、ヒトを含め物流が活発化しています。

万が一、狂犬病に感染した動物が日本に上陸した場合でも、狂犬病予防注射を接種していることで、大事な飼い犬が死亡する危険を回避するだけでなく、国内における狂犬病の蔓延を防ぐことができます。

日本では、飼い主が飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病の予防注射(毎年)を接種する義務があります。室内で飼育していても、登録と予防注射の接種は必要ですので、必ず接種し、狂犬病の予防に努めてください。

20 環境衛生

1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法(営業六法)に基づく営業施設について監視指導を実施しています。

レジオネラ症予防対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館77施設に対して監視指導を実施しました。浴槽水については、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

表1 営業六法施設数 (平成28年3月31日現在)

業種	営業施設数	新規許認可届出数	廃止件数	調査・監視指導施設数	
理容所	345	7	24	60	
美容所	716	30	37	111	
クリーニング所	洗濯所	86	2	3	5
	取次所	275	5	31	6
公衆浴場	普通	10	0	3	1
	特殊	39	2	2	11
旅館	ホテル	27	2	0	5
	旅館	85	2	3	18
	簡易宿所	41	19	4	34
	下宿	1	0	3	4
	特例	0	4	4	4
興行場	常設	22	0	0	0
	仮設	0	0	0	0
計	1,647	73	114	259	

2 浄化槽の法定検査受検率向上対策

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、浄化槽工事業、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽設置者講習会の開催や、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表2 浄化槽設置基数と浄化槽工事業届出数等 (平成28年3月31日現在)

浄化槽設置基数	工事業(届出件数)	工事業(登録件数)	保守点検業(登録件数)
20,577	153	0	6

3 水道施設の適正維持管理の推進

水道法に基づき、水道施設の維持管理に対する監視指導を実施しています。

法改正により簡易専用水道、専用水道および井戸水については、平成25年4月1日から市町へ事務が移譲されています。

表3 水道施設数 (平成28年3月31日現在)

業種	施設数	監視指導施設数
上水道	2	1
簡易水道	31	31
飲料水供給施設	23	23

注 上水道は福井市と永平寺町の2施設あるが、福井市は国の所管となる。

4 特定建築物に対する監視指導

多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、定期的に監視指導を行っています。平成27年度の監視指導数は28件でした。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表4 特定建築物施設数 (平成28年3月31日現在)

種別	施設数	監視指導数
興行場	1	1
百貨店	7	5
店舗	22	5
事務所	48	16
学校	12	1
旅館	16	1
その他	16	0
合計	122	28

表5 建築物衛生管理業の登録件数(平成28年3月31日現在)

種別	登録件数
清掃業	11
空気環境測定業	4
飲料水貯水槽清掃業	18
ねずみ昆虫等防除業	12
飲料水水質検査業	3
排水管清掃業	3
環境衛生総合管理業	10

5 温泉

温泉法に基づき、温泉利用許可施設への立入等監視指導を行っています。平成27年度の監視指導数は源泉1件、温泉利用施設10件でした。

表6 温泉施設数 (平成28年3月31日現在)

業 種		施設数	監視指導数
源 泉		20	1
温泉利 用施設	浴 用	26	10
	飲 用	4	0

6 遊泳用プールの衛生管理の徹底

17件の対象施設の内、2件が休業中です。残り15件に対し、国の指導により遊泳用プールの衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

<参考> 墓地・埋葬等

法改正により、平成24年4月1日から市町へ事務移譲済み。

規制改革実施計画

平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、理容師法・美容師法・旅館業法においても、規制改革が進んでいます。

理容師法、美容師法については次の緩和がありました。

- ①理容師、美容師の職務範囲が見直され、利用者の性別にかかわらず理容師によるパーマネットウェーブ、美容師によるカットが明確に認められました。
- ②出張理容・出張美容を行う際の対象者が緩和され、例えば、育児休業中で、外出が困難である人に対しても出張理容・出張美容を行えることになりました。
- ③理容所と美容所を重複して開設することが、一定の条件を満たすことで可能となりました。

旅館業法については、空きキャパシティの再生・利用として、小規模宿泊業の旅館業法に基づく許可取得要件である面積規定が緩和され、許可取得のハードルが下がりました。

一方で、旅館業法に基づく許可を取得せずに、インターネットサイト等を通じ宿泊行為を繰り返す無許可営業者に対しては、積極的な指導を行っています。

21 廃棄物

1 廃棄物関係の許可・処理施設

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に定義されており、県内でその処理を業として行う場合は、福井県知事の許可が必要となっています。

また、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物と定義されており、市町村が設置した届出施設または福井県知事の許可を取得した一般廃棄物処理施設で処理されています。

当センター管内における廃棄物関係施設数は、次の表のとおりです。

表1 廃棄物関係許可・施設数 (平成28年3月31日現在)

市 町	産業廃棄物処理業		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
福 井 市	308 (8)	45 (3)	32	12	397
永 平 寺 町	20 (0)	2 (0)	2	0	24
管 外	315 (48)	5 (1)	1	-	321
計	643 (56)	52 (4)	35	12	742

注 ()内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

表2 廃棄物関係許可・施設数の年度推移

年 度	産業廃棄物処理業許可		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
平成27年度	643 (56)	52 (4)	35	12	742
平成26年度	628 (57)	51 (4)	35	12	726
平成25年度	612 (58)	52 (4)	35	12	711

注 ()内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

2 廃棄物処理の許可に関する手続

廃棄物処理法に係る許可申請および届出件数の年度推移は次の表のとおりです。

なお、福井県内における許可申請業務の約4割は当センター管内に集中しており、循環社会推進課や各健康福祉センターと連携しながら広域的な事務処理を行っています。

表3 産業廃棄物に係る許可申請および届出件数の推移

年 度	収集運搬業				処 分 業				処理施設 許可・届出	計
	許可申請			届出	許可申請			届出		
	新規	更新	変更		新規	更新	変更			
平成 27 年度	42	92	8	542	1	8	2	37	19	751
平成 26 年度	40	98	14	498	1	10	0	48	20	729
平成 25 年度	47	99	17	505	2	13	1	37	19	740

3 廃棄物に関する監視指導

産業廃棄物については、野外焼却・不法投棄など不適正処理に関する様々な問題が全国的に生じています。当センターでは、廃棄物処理法に基づく(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、(特別管理)産業廃棄物処分業および一般・産業廃棄物処理施設の設置許可(県知事の許可)の申請窓口となっており、これら許可業者や排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく監視や適正処理に係る指導も行っています。

また、休日や夜間のパトロール(民間委託を含む)など、不法投棄等のおそれのある場所を中心とした定期的な監視も継続して実施しています。

表4 廃棄物関係施設立入検査件数の年度推移

区 分	年 度	産業廃棄物 処理業	産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
立入検査	平成 27 年度	280	304	165	749
	平成 26 年度	241	231	169	641
	平成 25 年度	185	205	19	409

4 廃棄物の適正処理に関する取り組み

当センターでは、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会(※)を設置し、関係機関の連携を図るとともに、合同パトロールの実施や不法処理防止に係る啓発活動、不法投棄廃棄物の撤去等を通じて、廃棄物の適正処理を推進しています。

※福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（事務局 当センター）

（構成） 福井市、永平寺町、農林総合事務所、土木事務所、警察署、森林組合、
漁業協同組合、福井県産業廃棄物協会、当センター

(1) 不法投棄物の撤去について

不法投棄は、投棄者が不明な場合が多く、投棄物の撤去は土地所有者に大きな負担となり、撤去が困難化して放置状態になるばかりでなく、新たな不法投棄を助長する要因となります。生活環境保全上の支障をきたすおそれもあることから、行政、事業者および住民が連携した撤去方策を推進することが必要になります。

このため、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、地域住民ボランティアや産業廃棄物協会などの協力を得ながら、不法投棄廃棄物の撤去支援を行っています。

表5 平成27年度 不法投棄廃棄物撤去事業 実績

年 月 日	平成27年6月4日(木) 午前
場 所	福井市徳尾町浅水川河川敷
参 加 者	(30名) 主計の里を守る会、主計土地改良区、(一社)福井県産業廃棄物協会、福井市、丹南土木事務所、福井健康福祉センター
撤去した 廃棄物の 種類	廃タイヤ、ペットボトル等、ビニルごみ、段ボール、木製棚、空き缶 液晶テレビ、その他 混合廃棄物 (計 約10トン)

(2) 不法処理防止に係る啓発活動について

県内の各センターでは、6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心に不法処理防止に係る啓発活動を実施しており、啓発リーフレットの配布、排出事業者や処理業者に対する実地監視などを通じ、再資源化の促進等、廃棄物の減量化や適正処理の推進についての意識啓発を図っています。

(3) 産業廃棄物の適正処理に関する研修会について

廃棄物処理法に基づき、事業者は、その産業廃棄物を適正に処理する責任があり、自ら処理する場合には産業廃棄物処理基準に、産業廃棄物処理業者に委託する場合には委託基準に従う必要があります。

当センターでは、これらの基準等について周知するため、平成27年11月4日に管内排出事業者を対象とした「廃棄物の適正処理に関する研修会」を開催し、約100名の方々が参加しました。

22 公害

当センターでは、水・大気環境を保全するため、各公害防止関係法令に基づく届出の審査業務や工場・事業場等への監視指導、大気、水質等の環境調査などに取り組んでいます。

1 公害関係法令

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「土壌汚染対策法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「福井県公害防止条例」などの法令・条例に基づき届出された事案に対し、その内容を審査するとともに、事業場への立入検査を行い、施設の適正な維持管理などの指導を行っています。

表1 各法令に基づく届出工場・事業場数

(平成28年3月31日現在)

公害関係届出対象工場・事業場	工場・事業場数
大気汚染防止法対象工場・事業場(電気・ガス事業法/VOC)	269 (101/2)
水質汚濁防止法対象工場・事業場(福井市を除く)	32
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	18
公害防止管理者選任工場・事業場	15
福井県公害防止条例特定工場・事業場	12
福井県公害防止条例特定施設設置工場・事業場	32
公害防止管理責任者選任工場・事業場	56

表2 公害関係苦情の発生件数

市町	年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
福井市	平成27年度	8	0	0	0	0	4	12
	平成26年度	1	1	3	0	0	6	11
永平寺町	平成27年度	0	1	0	0	0	1	2
	平成26年度	1	0	0	0	0	0	1
計	平成27年度	8	1	0	0	0	5	14
	平成26年度	2	1	3	0	0	6	12

2 水・大気環境の保全

油の流出や魚類のへい死等の水質事故に対しては、関係機関と連携しながら、その被害拡大の防止、原因究明および原因者に対する指導等、迅速な対応に努めています。また、建築物の解体における特定粉じん排出等作業では、作業基準の遵守状況や排出されるアスベスト廃棄物の適正処理について、事前に計画を確認するとともに、立入検査により作業場の隔離・養生等が適切かどうか確認を行い、健康被害の発生防止に努めています。

3 地下水汚染の防止

地下水汚染を早期に発見するため、毎年、全般的な地下水の概況を把握するための調査を実施しています。その概況調査で汚染が発見された時には、汚染の範囲や汚染源を特定するための汚染井戸周辺調査を実施し、汚染原因者に対して浄化対策を指導しています。

また、地下水汚染が発見された地区では、継続的な監視を行うため、継続監視調査を実施しています。

4 地盤沈下の防止

県公害防止条例では、地盤沈下を防止するために、揚水機の吐出口断面積 19.6cm^2 以上のものについて、事前の届出を義務づけており、地下水採取者に対し、節水や水利用の合理化を指導しています。

また、「福井県地盤沈下対策要綱」では、過去に著しい地盤沈下が観測された福井市南部地域について、地下水の揚水抑制などの指導を行っています。

5 フロンの回収・破壊の推進

これまでは業務用エアコンなどを整備・廃棄する際にフロン類の回収を業として行う事業者に登録が義務付けられていたものが、平成27年4月1日施行の法改正により、回収および充填を業として行う事業者に登録が義務付けられました。

当センターでは、これら充填・回収を担う登録業者への監視指導を行っています。

23 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様化する住民ニーズや価値観・ライフスタイルの中で、住民の生活に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービスを提供していくためには、地域保健・福祉・環境を担う人材の育成が重要となっています。

そのため、当センターでは、保健・福祉・環境関係の基礎的知識の習得を目的とした「一般研修」と専門性向上を目的とした「実践研修」による「地域保健・福祉・環境関係職員研修」を実施しています。

また、管内市町および当センターの代表者による企画検討委員会を設置し、研修の企画・立案、評価・検証を行っています。

表1 平成27年度研修実施状況

区分	実施日	開催場所	内容	人数
一般研修	平成27年 7月22日 (水)	当センター	「蚊媒介感染症について」 講師 福井健康福祉センター 医幹 四方啓裕	6
	平成27年 8月4日 (火)	当センター	「感染症・食中毒対応の実際と平時の備えについて」 講師 福井健康福祉センター 地域保健課職員 生活衛生課職員	15
専門研修	平成27年 7月29日 (水)	当センター	「保健師活動研修 第1回 保健事業評価の取組み」	13
	平成27年 11月27日 (金)	福井市 保健センター	「保健師活動研修 第2回 PDCAサイクルシートを活用した保健事業 管理」	15
	平成28年 2月9日 (火)	永平寺町 松岡保健 センター	「保健師活動研修 第2回 PDCAサイクルシートを練り上げる」	13

表2 平成27年度地域保健・福祉・環境関係職員研修企画検討委員会実施状況

実施日	開催場所	内容	人数
平成28年 3月3日(水)	当センター	・平成27年度の研修の実績報告および評価 ・平成28年度研修計画	7

24 研修生・実習生の受入れ

1 臨床研修医師の受入れ

当センターにおける多様な業務を理解、体験することで、医師として必要な公衆衛生活動に対する具体的な知識、態度等を身につけることを目的に研修医の受入れを行っています。

表1 臨床研修医師受入状況

医療機関名	期間	人数
福井大学医学部附属病院	平成27年7月1日～31日	1

2 実習生の受入れ

地域における保健福祉の行政機関としての当センターの機能、役割を知り、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、医学生、看護学生、管理栄養科学生等の実習生の受入れを行っています。

表2 平成27年度実習生受入状況

学校名等	種別	期間	人数
福井県立大学看護福祉学部看護学科	看護	平成27年4月17日～23日	6
		平成27年9月18日	47
		平成27年10月5日～8日	6
		平成28年2月1日～4日	6
福井大学医学部看護学科	看護	平成27年6月22日～7月3日	7
仁愛大学生活学部健康栄養学科	栄養	平成27年8月17日～18日	4
文部科学省 公共獣医事教育推進委託事業	獣医師	平成27年8月24日～28日 (うち当センター 平成27年8月25日～27日)	2

25 学校保健と地域保健の連携

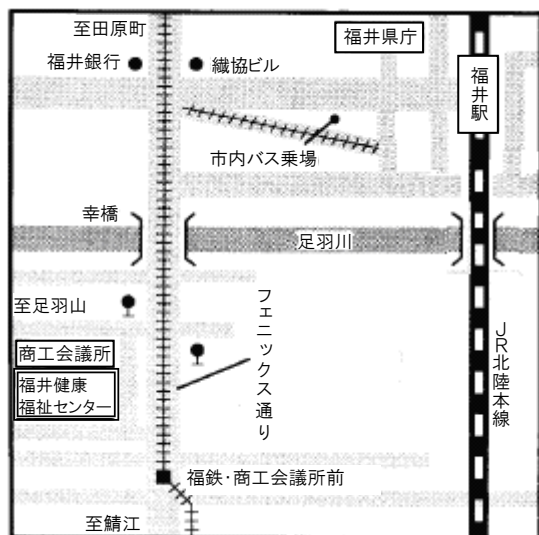
地域保健対策の推進に関する基本的な指針が平成24年7月に一部改正され、その中で、ライフステージを通じた正しい生活習慣の確立のためには、生活習慣が形成される時期に展開される学校保健と地域保健とが密接に連携することの意義が極めて大きいとされています。

これまでも各種業務や情報交換等、様々な形で連携を継続しており、平成27年度は、市町養護教諭部運営研究会での情報提供などを通して、健康福祉センターが保有する専門知識や技術を教育の場に提供しています。

平成27年度実施状況

内 容	件 数(延べ)
講師・助言者の派遣（薬物乱用防止等）	26
情報提供・普及啓発（エイズ予防、薬物乱用防止、喫煙対策、感染症対策、栄養管理、歯科保健関係等）	31
教材貸し出し	24

笑顔で親切なサービスを提供します



福井県福井健康福祉センター

(福井保健所)

〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8
TEL (0776) 36-1116(代)
FAX (0776) 34-7215
" (0776) 36-9658
メールアドレス f-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

交通のご案内

- JR 福井駅下車 徒歩 15分
- 市内バス 商工会議所下車 徒歩 2分
- 福鉄電車 商工会議所前下車 徒歩 2分

地域支援室	TEL (0776) 36-1117
医療監査室	TEL (0776) 60-1125
福祉課	TEL (0776) 36-2857
地域保健課	TEL (0776) 36-6810
健康増進課	TEL (0776) 36-3429
生活衛生課	TEL (0776) 36-1118
環境廃棄物対策課	TEL (0776) 36-1119